

令和5年版

清掃概要



八幡市

目 次

第1章 総説	
1. 市勢概要	3
(1) 位置・地勢・気象 ー近畿の中央に位置する八幡市ー	3
(2) 沿革	4
(3) 人口動態	5
(4) 人口及び世帯数	6
2. 環境事務所の機構	7
(1) 組織・人員	7
(2) 事務分掌	7
(3) ごみ収集・運搬体制	9
(4) 車輛の保有状況	10
(5) 八幡市の清掃事業のあゆみ	11
第2章 ごみ処理	
1. 令和5年度 一般廃棄物処理実施計画（抜粋）	17
(1) 一般廃棄物の処理状況	17
(2) 一般廃棄物の処理主体及び処理方法	18
(3) 一般廃棄物の処理計画	20
2. ごみ処理費用と原価	24
(1) 清掃費決算額	24
(2) 清掃費予算額	24
(3) ごみの処理原価	25
3. ごみの処理実績	26
(1) ごみの排出量	26
①家庭系ごみの排出量	26
②家庭系ごみの原単位（1人1日当たりの排出量）	26
③事業系ごみの排出量	27
④事業系ごみの原単位（1人1日当たりの排出量）	27
⑤その他ごみの排出量	27
⑥ごみ処理の比較	28
⑦一般廃棄物処理システムによる類似都市との比較分析	30
(2) 可燃ごみ・不燃ごみ	34
(3) 資源物等	34
①容器包装廃棄物	34
②剪定枝	35
③その他	36
④廃食用油	37
(4) 小動物死体	38
(5) ごみ質試験結果	38
①組成分析（ドライベース）	38
②成分分析（含水率）	39

4. その他事業	4 0
(1) 再生資源化奨励金	4 0
(2) カラスよけネット等購入費補助金	4 0
(3) ふれあい訪問収集	4 0
5. 処理施設	4 2
(1) 中間処理施設	4 2
(2) 中継施設	4 3
(3) 最終処分場	4 3
第3章 し尿処理	
1. 令和5年度 一般廃棄物処理実施計画（抜粋）	4 7
(1) し尿・汚泥処理実施計画	4 7
2. し尿処理の流れ	4 8
(1) し尿処理業務	4 8
(2) し尿処理費用	4 8
3. し尿処理実績	4 9
(1) 生活排水処理人口	4 9
(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理量	4 9
第4章 城南衛生管理組合	
1. 城南衛生管理組合の概要	5 3
(1) 沿革	5 3
(2) 業務内容	5 3
(3) 構成自治体	5 3
(4) 処理施設	5 3
(5) 組合の活動経緯	5 5
第5章 条例・規則・要綱等	
1. 八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	6 1
2. 八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則	6 6
3. 八幡市浄化槽の設置等に関する要綱	7 1
4. 八幡市再生資源化奨励金交付要綱	7 3
5. 八幡市カラスよけネット等購入費補助金交付要綱	7 5
6. 八幡市カラスよけネット等購入費補助金交付事務取扱要領	7 7
7. 八幡市美しいまちづくりに関する条例	7 8
8. 八幡市美しいまちづくりに関する条例施行規則	8 1
9. 八幡市「美しいまちづくりまかせて！」事業実施要綱	8 2
10. 八幡市ふれあい訪問収集実施要綱	8 3
11. 八幡市環境自治体宣言	8 5

第1章 総説

1. 市勢概要

(1) 位置・地勢・気象 —近畿の中央に位置する八幡市—

本市と近畿圏最北端の経ヶ岬を結んだ距離を半径として円を描くと、圏域のほとんどがその中に入り、本市は近畿圏のほぼ中央に位置しているといえます。

京都府の南西端で大阪府境に接し、木津川・宇治川・桂川の三川が合流して淀川となる地点で、京都市、大阪市という二大都市の中間にあります。

面積は、24.35 km²、最大幅は東西約 6.7 km、南北約 8.5 km、北部から東部にかけては、淀川、木津川を境界にして島本町・大山崎町・久御山町・城陽市と、南東部は京田辺市と、西部は枚方市と接しています。

西部の緑豊かな男山から南部の美濃山地域にかけては、なだらかに起伏した丘陵地で、その他の地域はおおむね平地で形成されています。平地部には、一級河川の大谷川・防賀川が流れ、また、中央部から東部にかけては田園が広がっています。

市の北部には、京都・大阪間の鉄道が運行され、京都市中心部へ 25 分、大阪市中心部へ 35 分で都市圏への通勤が可能で、南部の住宅地と隣接した京田辺市にも鉄道が運行され、奈良市内へも 1 時間以内の通勤が可能な場所です。

道路網も第二京阪道路と京都第二外環状道路の幹線道路と、市内中心部を国道 1 号が通過し、隣接の城陽市・京田辺市にも幹線道路の京奈和自動車道が通るなど、交通の至便な立地条件を有しています。さらに、新名神高速道路の城陽 JCT・IC～八幡・京田辺 JCT・IC間が、平成 29 年 4 月に開通し、令和 9 年度には全線開通が見込まれています。

気候は、年間を通じて比較的温暖で、年間の平均気温は約 17℃、降水量にはばらつきがありますが、近年では年間 1,500 mm 程度です。



(2) 沿革

ア 古代からの交通の要衝

本市の歴史は古く、市内から旧石器時代の石器が出土し、弥生時代や古墳時代の遺跡が確認されており、古代から開けていたことを示しています。

古代から近代に至るまで、交通手段として木津川や淀川を水路として利用した水運とともに、古山陰道、東高野街道、京街道の陸路が整備され、本市は山陰や奈良、京都へ通じる交通の要地として栄えてきましたが、反面、権力争奪の要衝として再三の戦火に見舞われてきました。

イ 石清水八幡宮の建立と八幡の発展

859（貞観元）年、国家（平安京）の平安を守るため、九州から八幡神が迎えられ、男山に石清水八幡宮が建立されてからは、その門前町として発展しました。

石清水八幡宮は、平成 27 年 10 月 16 日の国の文化審議会において、石清水八幡宮本社 10 棟を国宝に指定されるとの答申がなされ、平成 28 年 2 月 9 日付官報告示によって正式に国宝に指定されました。

また、文化面では、江戸時代初期、石清水八幡宮の坊舎に住まいし、寛永の三筆の一人と称される松花堂昭乗が、当代の著名な文化人たちと交流し、書・画・茶の湯・和歌等に長じ異彩を放っていました。全国的にも有名な松花堂弁当は、この松花堂昭乗に由来しています。江戸時代から明治期にかけての本市は、石清水八幡宮参詣者を対象に安定した発展を続けた商業地と京都・大阪という大消費地を支えるため作物の栽培を盛んに行った農村部という側面をもっていました。

ウ 八幡町の誕生

明治の末期には市域の北端を通る鉄道が開通し、それまで輸送の重要な役割を担っていた淀川等の水運が下火となり、その中継地としての本市の役割も低下しました。

明治 22 年町村制施行によって全国的な町村合併が実施され、八幡では八幡町、都々城村、有智郷村が形成されました。そして、昭和 29 年にこの 3 町村が合併して人口約 1 万 6 千人の新しい八幡町となりました。

市 章



町村合併 10 周年を記念し、広く公募して制定しました。周囲の竹は、伸びゆく若い力と困難に打ち勝つ根強さを、中央の 2 羽の鳩は、八幡市の頭文字である「八」を形作るとともに、平和と友愛の精神を表現しています。竹と鳩は、ともに本市にゆかりの深いものです。

（昭和 39 年 10 月 1 日制定・昭和 52 年 11 月 1 日、市制施行に伴い町章を市章としました。）

(3) 人口動態

昭和 30 年代における京都・大阪都市圏の広がり、近隣地域への人口分散、ベッドタウン化をもたらしました。そして、昭和 41 年に伏見区三栖町から枚方市中振間の枚方バイパス（現 国道 1 号）が開通し、京阪経済圏への中心動脈としての期待がかかるなか、昭和 40 年代後半には日本住宅公団（現 独立行政法人都市再生機構）による男山団地の開発が主因となって、全国屈指の人口急増をみました。

昭和 50 年には人口が 5 万人を超え、昭和 52 年 11 月 1 日に市制を施行、八幡市が誕生しました。

翌年、「都市としての基盤づくり」を中心とした第 1 次八幡市基本構想を策定し、急増した人口に対するため下水道、教育・文化・スポーツ施設、保健・福祉施設の整備等を積極的に進め、昭和 62 年には「都市としての成長」を基本とした第 2 次基本構想に改定し、計画人口 10 万人のまちづくり施策を展開してきました。

しかし、一時期急激な増加をみた人口が停滞傾向をみせ、社会情勢や市民の価値観や生活様式が変わるとともに、本市のまちづくりに大きな影響を与える第二京阪道路や京都第二外環状道路、新名神高速道路等の広域幹線道路の計画や整備が進展するなか、これらの動向に的確に対応し、市民ニーズにこたえていくために、平成 9 年には「～人の心も美しい まちの姿も美しい～活力あふれ みどり彩る 生活都市」をめざし第 3 次八幡市総合計画を策定し、市制を推進してきました。

平成 19 年には「自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市～自立と協働による個性あふれるまちづくり～」を八幡市の新しい総合計画の将来都市像として第 4 次八幡市総合計画を策定し、まちづくりを進めています。

市制施行前後の人口の状況をみますと、平成 5 年に 7 万 6 千人を超えたのを境に、平成 13 年から微減の傾向が続いています。

令和 5 年 3 月末日現在は 33,835 世帯 69,365 人となっています。

年齢構成でみますと、年少人口（14 歳以下）が 7,597 人、生産年齢人口（15～64 歳）が 39,749 人、老年人口（65 歳以上）が 22,019 人で、それぞれ、11.0%、57.3%、31.7%と少子高齢化が進行しています。

(4) 人口及び世帯数

(令和5年3月31日現在)

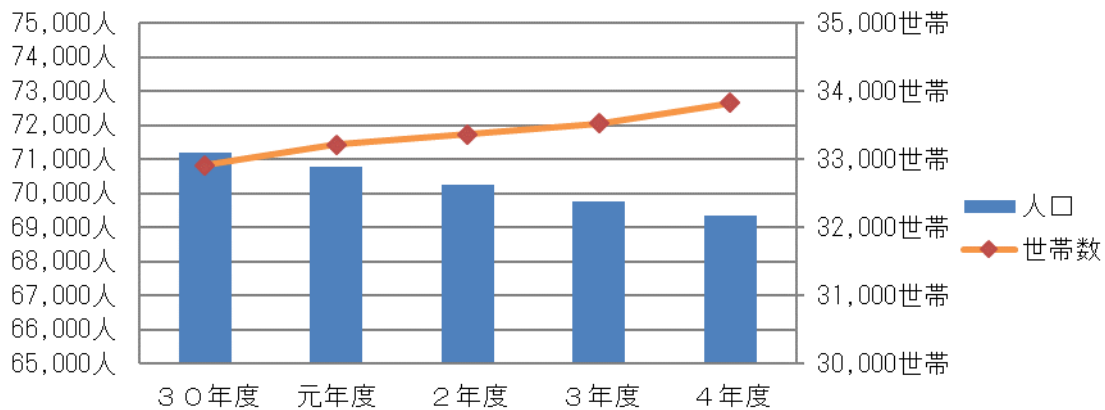
区 域	人 口			世帯数	面 積
	男	女	総 計		
全 市	33,738 人	35,627 人	69,365 人	33,835 世帯	24.35 km ²

(各年度末現在)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
人 口	71,183 人	70,789 人	70,246 人	69,754 人	69,365 人
世帯数	32,914 世帯	33,219 世帯	33,369 世帯	33,530 世帯	33,835 世帯

※住民基本台帳人口（外国人登録人口含む）の総計

人口及び世帯数の推移



2. 環境事務所の機構

(1) 組織・人員

(令和5年4月1日現在)

市民生活部			
環境事務所		計51人	
所長		1人	
環境業務課長		1人	
環境業務課	主幹	1人	
	課長補佐	6人	
	係長	4人	
	主任	4人	
	技術員	22人	
	再任用	4人	
	月額会計年度任用職員	4人	
	時間額会計年度任用職員	4人	

(2) 事務分掌

環境事務所	環境業務課	生活環境係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各種公害の実態調査及び測定分析に関すること。 (2) 公害発生施設の監視及び指導に関すること。 (3) 公害等環境に係る苦情処理に関すること。 (4) 公害防止意識の啓発に関すること。 (5) 環境パトロールに関すること。 (6) 光化学スモッグ発生時の対策に関すること。 (7) 地下水及び河川水の総括に関すること。 (8) 空地の除草に関すること。 (9) 墓地に関すること。 (10) 土砂の埋め立て、盛土及びたい積行為に関すること。 (11) 動物飼養管理に関すること。 (12) そ族及び害虫駆除に関すること。 (13) 火葬料補助金に関すること。 (14) その他環境管理に関すること。 (15) 廃棄物に係る減量化及び再資源化の企画、立案及び啓発に関すること。 (16) 廃棄物処理業者に係る許可申請の受付に関すること。 (17) 城南衛生管理組合との連絡調整に関すること。 (18) 浄化槽に関すること。 (19) 部所の庶務及び部所内の連絡調整に関すること。 (20) 課の庶務に関すること。
-------	-------	-------	--

	収集第一係	(1) 廃棄物及び再資源物の収集に関すること。
	収集第二係	(1) 廃棄物及び再資源物の収集に関すること。

(3) ごみ収集・運搬体制

ごみ収集・運搬体制として、生ごみや衣類等の燃やすごみは、市内の各地域を週2回収集後、城南衛生管理組合の沢中継施設へ搬入しています。また、燃えないものや石油製品等の燃やさないごみ・プラマーク製品は、令和5年4月から市内の各地域を週1回、同日に収集しています。1回目にプラマーク製品を収集後、城南衛生管理組合の沢中継施設へ搬入し、2回目に燃やさないごみを収集後、城南衛生管理組合の沢中継施設へ搬入しています。

資源物であるカン・ビン・ペットボトル・紙パック及びスプレー缶は、回収拠点で月2回収集後、城南衛生管理組合のエコ・ポート長谷山へ搬入、不適合物を手作業で取り除き、再商品化事業者へ売却、再商品化処理をしています。

廃食用油は、各地域の拠点で月1回収集後、再資源化業者に売却しています。

(令和5年3月31日現在)

種別	区別	班数	備考
燃やすごみ	直営・委託	10班・7班	月曜日から金曜日までの午前収集
燃やさないごみ	直営・委託	10班・7班	月曜日から金曜日までの午前・午後収集
プラマーク製品	直営・委託	10班・7班	月曜日から金曜日までの午前・午後収集
大型ごみ	直営	1班	月曜日から金曜日までの予約収集
資源物	委託	4班	月曜日から金曜日までの回収

※直営・委託ともに、塵芥車等1台につき運転手1名、作業員2名を1班としています。

ただし、資源物については、運転手1名、作業員1名を1班としています。

※資源物回収拠点

本市では、公共施設のほか、各地域に回収拠点を設けて、資源物を回収しています。また、新しく開発された住宅地では、各ごみ集積所を回収拠点にしています。

(各年度末現在)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
回収拠点数	479箇所	480箇所	479箇所	480箇所	486箇所

※4年度委託内訳
 ホームケルン(株) 337箇所
 シルバー人材センター 149箇所

(4) 車輛の保有状況

環境事務所として、2t車、3.5t車、4t車の塵芥車23台（うち天然ガス塵芥車2t車1台・4t車1台、ハイブリット塵芥車2t車2台）、ダンプ2t車2台、軽ダンプ2台、軽貨物車1台、軽バン1台の計29台を保有しています。

(令和5年3月31日現在)

車体の形状	車体の大きさ	令和4年度	
塵芥車	2t回転式1台 2tプレス式10台	10台	10号車(回転式) 02.03.32.33.35.36.37.38.39号車
	3.5tプレス式	11台	01.05.28.29.50.51.52.53.54.55.56号車
	4tプレス式	2台	26.27号車
ダンプ	2t箱車	2台	75.77号車
	軽箱車	2台	軽ダンプ
貨物車	軽	1台	82号車
バン	軽	1台	パト車
計		29台	



(5) 八幡市の清掃事業のあゆみ

年 月	出 来 事
昭和 30 年 9 月	ごみの投棄が町内の各所で目立つようになった。職員 1 人を採用して道ばたや空き地に投棄されたごみを 4 ヶ所に集めて野焼きを始める。これが市のごみ行政の出発点となる。
32 年 9 月	ごみの増加に伴い、自動三輪車でごみの収集を開始。収集したごみは、竹藪の肥料等に利用する。
35 年 9 月	町内（現在の男山美桜地区）にごみ焼却場を建設。1 日 5 トンのごみを処理。この焼却場は、男山団地の建設に伴い昭和 46 年に撤去。
39 年 11 月	八幡町（当時）・宇治市・城陽町（当時）・久御山町・宇治田原町の 1 市 4 町で組織していた“し尿処理組合”を“城南衛生管理組合”と改称し、ごみ処理を業務に加える。
12 月	八幡町清掃条例を制定。
43 年 8 月	城南衛生管理組合のごみ焼却場（長谷山焼却場）が城陽市に完成し操業を開始。これを機に、町のごみ収集を無料化。
45 年 1 月	燃えないごみ（不燃ごみ）の収集を委託で開始。
47 年 4 月	町内沢地区に城南衛生管理組合のごみ中継所が完成。収集されたごみをここに集めた後、長谷山焼却場に搬送。これを機に、燃えるごみ（可燃ごみ）の週 2 回収集開始。
48 年 6 月	城南衛生管理組合の埋立処分地（奥山埋立処分地）が城陽市に完成し操業開始。
7 月	燃えないごみ（不燃ごみ）収集を町の直営に切り替え。
49 年 7 月	城南衛生管理組合が長谷山清掃工場（長谷山焼却場を改称）で焼却しきれないごみを枚方市等に処理委託。昭和 55 年 3 月まで。
52 年 8 月	大掃除実施時（8 月・12 月）に、粗大ごみの無料収集を開始。
11 月	市制施行。
53 年 4 月	八幡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を制定。
5 月	“清潔で美しいまちづくり運動”がスタート。昭和 63 年度で廃止。
8 月	有料で粗大ごみの戸別収集を開始。
54 年 3 月	城南衛生管理組合の沢ごみ中継場更新工事完成。
8 月	燃えないごみ（不燃ごみ）の収集を 20 日隔に短縮。
55 年 4 月	食用廃油の回収を 35 ステーションで実施。
8 月	粗大ごみの無料収集を年 2 回（日曜日）実施。
11 月	川口東扇・西扇をモデル地区に、空きびん回収実施。昭和 61 年度まで。
56 年 4 月	城南衛生管理組合で統一してごみの呼称変更。「燃えるごみ」を「燃やすごみ」に、「燃えないごみ」を「燃やさないごみ」にそれぞれ変更。
59 年 11 月	廃乾電池分別回収開始。
60 年 5 月	燃やさないごみ月 2 回収集に短縮。
61 年 3 月	城南衛生管理組合の第 2 ごみ焼却施設として宇治市に折居清掃工場が完成。城陽市に奥山粗大ごみ処理施設が完成。
63 年 3 月	男山団地内に食用廃油回収貯蔵庫新設。
63 年 4 月	空きびんの分別回収を 71 ステーションで実施。

年 月	出 来 事
平成元年 4月	燃やさないごみ週 1 回収集に拡大。
3 年 4月	市民団体と共催で、小学校を拠点に牛乳パックの分別回収実施。
8 月	空き缶リサイクルの啓発対策として空き缶プレスカー購入。「リサイクルやわた号」と命名。
4 年 6月	空き缶プレスカーを使用し空き缶の分別回収を 97 ステーションで実施。
8 月	城南衛生管理組合が大阪湾広域臨海環境整備センターへの廃棄物搬入を開始。
5 年 11月	環境基本法制定される。
7 年 8月	組織機構の改革により市民部環境課から生活環境部環境事務所に所管変更。
9 年 4月	容器包装リサイクル法の施行に伴い資源ごみ収集に新たにペットボトルが加わる。
10 年 4月	組織機構の改革により、生活環境部環境事務所から環境経済部環境事務所に組織改変。
11 年 1月	城南衛生管理組合のリサイクル・プラザ（エコポート長谷山）が完成。
6 月	市内で集団回収している団体に対し、再生資源化奨励金交付制度を実施。
12 年 2月	リサイクル推進員によるごみの分別、減量、リサイクルの啓発活動開始。
6 月	循環型社会形成推進基本法制定される。
7 月	取扱困難物（LP ガスボンベ、バッテリー、消火器、タイヤ）の収集開始。 環境経済部環境事務所が業務課とごみ減量推進課に 2 課制になる。 電気式生ごみ処理機購入費補助制度実施。平成 15 年 3 月に廃止。
13 年 3月	城南衛生管理組合の埋立処分場として、久御山町にグリーンヒル三郷山埋立処分場が完成。
4 月	粗大ごみの無料収集（年 2 回）を廃止し、随時収集受付を実施。 限りある資源を大切にす意味で、「資源ごみ」の呼称を「資源物」に改める。 発泡食品トレー、スチロール類の分別回収を公共施設で実施。 家電リサイクル法で家電 4 品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）のリサイクルが義務付けられる。 資源物回収全地域を、直営からシルバー人材センターに委託。 ごみ袋の透明化を実施。
10 月	八幡市環境基本計画策定。 八幡市環境自治体宣言。
14 年 4月	カラスよけネット等購入費補助制度実施。
7 月	発泡食品トレー、スチロール類及びカセットボンベ、スプレー缶の分別回収を市内全域で実施。
15 年 2月	市内全域で燃やすごみ午前中収集、燃やさないごみ午後収集を実施。 収集作業中に塵芥収集車のステップへの乗車を禁止。
4 月	収集作業中の安全ベスト着用義務化実施。
10 月	パソコンリサイクル始まる。 資源物回収の一部をシルバー人材センターから民間に移行委託（国道 1 号から東側の地域）。これにあわせて、美濃山地区で試行的に、ごみ集積場において資源物を回収。
16 年 4月	家電 4 品目に「電気冷蔵庫」が追加される。

年 月	出 来 事
17年1月	自動車リサイクル法で自動車のリサイクル始まる。
4月	八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を制定。
18年4月	八幡市美しいまちづくりに関する条例公布。(10月施行)
8月	城南衛生管理組合のごみ焼却場として、クリーン21長谷山が完成。
20年1月	環境自治体宣言のまちにふさわしい、環境に配慮した天然ガス塵芥車1台(4t車)購入。
21年1月	環境に配慮した天然ガス塵芥車1台(2t車)購入。
4月	家電4品目のテレビジョン受信機に「液晶式のもの及びプラズマ式のもの」と電気洗濯機に「衣類乾燥機」が追加される。
10月	資源物の回収(国道1号から西側の地域)をシルバー人材センターと民間に分割して委託。
11月	市内公共施設を対象に、ペットボトルキャップ回収の試行を始めた。(環境保全課)
22年3月	天然ガス塵芥車1台(2t車)購入。 八幡市一般廃棄物処理基本計画策定。(ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画)
4月	可燃性・不燃性一般廃棄物収集運搬業務委託開始(男山吉井・松里及び八幡月夜田、中ノ山、安居塚、福緑谷の各一部地域と男山泉・長沢地域)塵芥車1台。
23年3月	ハイブリッド塵芥車1台(2t車)購入。
4月	可燃性・不燃性一般廃棄物収集運搬業務委託の拡大(岩田、野尻、内里、上津屋、上奈良、下奈良地域の東部地区、八幡御馬所、菖蒲池、今田、馬場、平田、沓田、三ノ甲、河原崎、神原、清水井、岸本、松原、長田、東林、広門、隅田口、山下、大芝、女郎花、植松地域と、三本橋、五反田、軸、三反長の一部地域、男山金振地域と石城、美桜一部地域)塵芥車3台。
7月	24日に、今までのテレビ放送(地上アナログ放送)が終了し、地上デジタル放送に完全移行する。ブラウン管テレビの不法投棄が増加する。半年で、昨年の年間台数52台に達する。
24年2月	環境に配慮した低公害車購入。(2tハイブリッド塵芥車1台、3.5tディーゼル塵芥車1台)
11月	環境に配慮した低公害車購入。(3.5tディーゼル塵芥車1台)
25年3月	環境に配慮した低公害車購入。(3.5tディーゼル塵芥車2台)
4月	白色半透明ごみ袋のごみ出し可。
10月	カラスよけネット等購入費補助金交付要綱の一部改正。 環境に配慮した低公害車購入。(2tディーゼル塵芥車2台)
26年3月	環境に配慮した低公害車購入。(2tディーゼルパワーゲートダンプ1台)
5月	八幡市ふれあい訪問収集実施。
27年1月	環境に配慮した低公害車購入。(3.5tディーゼル塵芥車2台) 城南衛生管理組合のリサイクルセンター長谷山が試運転を開始。 プラスチック製容器包装分別収集開始。
3月	環境に配慮した低公害車購入。(2tディーゼル塵芥車1台) 八幡市の家庭ごみの分け方・出し方冊子作成 全戸配布。
28年1月	環境に配慮した低公害車購入。(3.5tディーゼル塵芥車2台)
3月	環境に配慮した低公害車購入。(2tディーゼル塵芥車1台)

年 月	出 来 事
29年6月	ペットボトル等のキャップ回収開始。
7月	小型家電回収開始。
11月	環境に配慮した低公害車購入。(2tディーゼル塵芥車1台)
令和2年1月	環境に配慮した低公害車購入。(3.5tディーゼル塵芥車1台)
3年3月	環境事務所新別館へ引っ越し。
10月	外国人用(中国語・韓国語・ベトナム語・ポルトガル語)家庭ごみ分別収集日カレンダー作成。
4年7月	環境に配慮した低公害車購入。(2tディーゼルパワーゲート式深ダンプ1台)
5年3月	ごみ分別アプリ導入。

※低公害車：平成17年排出ガス規制値よりNO_x又は、PM10%以上低減達成かつ平成27年度燃費基準達成車。平成28年新長期。

第2章 ごみ処理

1. 令和5年度 一般廃棄物処理実施計画（抜粋）

(1) 一般廃棄物の処理状況

一般廃棄物の種類		処 理 量	合 計
家庭系ごみ	可燃ごみ	11,228 t/年	20,676.5 t/年
	不燃ごみ	2,746 t/年	
	動物の死体	1.7 t/年	
	小 計	13,975.7 t/年	
事業系ごみ	可燃ごみ	3,697 t/年	
	不燃ごみ	211 t/年	
	小 計	3,908 t/年	
資源物	容器包装廃棄物	1,053 t/年	
	剪定枝(家庭系)	8 t/年	
	剪定枝(事業系)	64 t/年	
	廃乾電池	5 t/年	
	魚腸骨	132 t/年	
	食品残渣	41 t/年	
	廃パソコン	0 t/年	
	スプレー缶	20 t/年	
	小型家電	4 t/年	
	古紙類	1,463 t/年	
	ペットボトルキャップ	1.3 t/年	
	廃蛍光管	1.5 t/年	
	廃食用油	5,577 l/年	
	小 計	2,792.8 t/年	
し 尿		856 Kℓ/年	2,252 Kℓ/年
浄化槽汚泥		1,396 Kℓ/年	

※容器包装廃棄物：缶・ビン・紙パック・ペットボトル・プラマーク製品等の資源物

※廃食用油は、小計及び合計に含めない。

(2) 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

①家庭から排出される一般廃棄物

種類		収集処理区分	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
				処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭系ごみ		可燃ごみ	市(直営・委託)排出者	城南衛生管理組合	焼却処理	城南衛生管理組合・大阪湾広域臨海環境整備センター	有効利用・埋立処分
		不燃ごみ(スプレー缶を含む)	市(直営・委託)排出者	城南衛生管理組合	破碎・焼却処理	城南衛生管理組合・大阪湾広域臨海環境整備センター・(一財)宇治廃棄物処理公社	埋立処分
		動物の死体	市(直営)排出者	城南衛生管理組合	焼却処理	城南衛生管理組合	埋立処分
資源物	容器包装廃棄物	缶類	市(直営・委託)	城南衛生管理組合	選別処理	指定法人・民間業者	資源化
		ビン類	市(直営・委託)	城南衛生管理組合	選別処理	指定法人・民間業者	資源化
		紙パック	市(直営・委託)	城南衛生管理組合	選別処理	指定法人・民間業者	資源化
		ペットボトル	市(直営・委託)	城南衛生管理組合	選別処理	民間業者	資源化
		プラマーク製品等	市(直営・委託)	城南衛生管理組合	選別処理	指定法人・民間業者	資源化
	その他資源物	段ボール古紙・古布	自治会等	民間業者		民間業者	資源化
		廃乾電池	市(直営・委託)	城南衛生管理組合	選別処理	城南衛生管理組合	資源化
		剪定枝	市(直営)排出者	城南衛生管理組合	資源化(チップ化物)	民間業者・住民	引取・配布
		廃家電製品	市(直営)排出者	家電製品協会・指定引取場所		再資源化施設	資源化
		家庭系廃パソコン	排出者	再資源化施設・城南衛生管理組合		再資源化施設	資源化
		廃食用油	市(直営・委託)	民間業者		民間業者	資源化
	し尿	衛管(委託業者)	城南衛生管理組合	前処理・希釈	城南衛生管理組合・大阪湾広域臨海環境整備センター	埋立処分・下水道排水	
浄化槽汚泥	衛管(許可業者)						

家庭から排出されるごみは、分別収集により、ごみの減量・再資源化を図るものとし、排出に当たっては分別区分への適正排出の厳守及び可燃ごみ、不燃ごみの透明袋による排出の徹底などにより、一層の適正処理に努める。

②事業活動に伴って排出される一般廃棄物

一般廃棄物の種類		収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者 排出者	城南衛生管理組合	焼却処理	大阪湾広域臨海環境 整備センター	有効利用・ 埋立処分
	不燃ごみ	排出者	城南衛生管理組合	破碎・焼却処理	城南衛生管理組合・ 大阪湾広域臨海環境 整備センター・ (一財)宇治廃棄物処理公社	埋立処分
資源物	剪定枝	排出者	城南衛生管理組合	資源化 (チップ化物)	民間業者・住民	引取・配布
	魚腸骨	指定業者	京都市魚アラ中継施設	資源化 (魚粉、魚油)	京都市魚アラ中継施設 委託業者	売却
	食品残渣	許可業者	民間業者	資源化 (堆肥化)	民間業者	売却・配布

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者はごみの減量に努め、分別を徹底し、資源化業者や許可業者を活用するなどして積極的に再資源化に取り組むこととする。自らが処理できない場合には、排出者自らが運搬し、又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して収集・運搬し、城南衛生管理組合の処理施設で処理をするものとする。

(3) 一般廃棄物の処理計画

①ごみ処理実施計画

ア 収集・運搬計画

(ア) 収集区域

八幡市全域

(イ) 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方式

(単位：t/年)

区分	一般廃棄物の種類	一般廃棄物の量	収集回数	収集方式
家庭系 ごみ	可燃ごみ	11,228	週2回	市販透明袋によるステーション方式・戸別方式
	不燃ごみ	2,746	週1回	市販透明袋によるステーション方式・戸別方式 土砂等：事務所持込（有料）
	缶・ビン・ペットボトル 紙パック・プラマーク製品	1,053	週1回 月2回	市販透明袋によるステーション方式・戸別方式 回収カゴ及び網袋によるステーション方式
	剪定枝 (資源物)	8	必要のつど	指定の形状にしたものを自己搬入
	廃乾電池 (資源物)	5	週1回	市販透明袋によるステーション方式・戸別方式
	動物の死体	1.7	必要のつど	申込制各戸収集方式及び事務所持込（有料） ※飼い主不明のものは無料
	廃パソコン	0	必要のつど	不法投棄分のみ
	スプレー缶	20	月2回	回収カゴによるステーション方式
	小型家電	4	必要のつど	回収ボックスによるステーション方式
	古紙類	1,463	必要のつど	補助金制度による集団収集
	ペットボトルキャップ	1.3	必要のつど	容器包装リサイクル法に基づく分別収集
	廃蛍光管	1.5	必要のつど	回収カゴによるステーション方式
	廃食用油	5,577(0)	月2回	回収カゴによるステーション方式
	計	16,531.5	廃食用油を除く	
事業系 ごみ	可燃ごみ	3,697	必要のつど	許可業者による事業所別収集方式又は自己搬入
	不燃ごみ	211	必要のつど	許可業者による事業所別収集方式又は自己搬入
	剪定枝 (資源物)	64	必要のつど	指定の形状にしたものを自己搬入
	魚腸骨 (資源物)	132	必要のつど	再生利用業指定業者
	食品残渣 (資源物)	41	必要のつど	許可業者による事業所別収集方式
	計	4,145		

イ 排出抑制・資源化計画

(ア) 排出抑制の方法

1 家庭から排出される一般廃棄物（家庭系ごみ）

区分	事業名	事業内容
キャンペーン・イベント等	環境まつり	環境をテーマにしたイベントを城南衛生管理組合及び構成3市3町主催で実施している。
	まちかどのごみゼロの日運動	市域全体で、市民参加の清掃活動を実施する。
出版物による啓発	家庭ごみの分け方・出し方	ごみの分別や出す方法を説明したチラシを全戸配布している。
	広報やわた「ごみ減量特集記事」	広報紙を活用し、ごみ減量・リサイクル推進等を啓発・情報提供している。
リサイクル教育の推進	社会科副読本「わたしたちの八幡」	小学校3年から4年生を対象とした副読本にごみの話を提供している。
リサイクル情報の提供等	リサイクル情報コーナー	家庭で不用となった家電製品や衣類等のリユースを推進するため、生活情報センターに不用品情報を交換する場を設置している。
	八幡市ホームページ	ホームページ内の「ごみ・リサイクル・環境」コーナーにごみ減量に役立つ情報を幅広く提供する。
その他	出前講座	市民の団体やグループ等の学習会に出向き意見交換を行う。
	再生資源化奨励金	集団回収する自治会等の団体に対して回収量に応じた奨励金を交付し、ごみ減量化を図るとともにリサイクルを推進する。

2 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（事業系ごみ）

区分	事業名	事業内容
出版物による啓発	事業系ごみ排出の手引き	事業系ごみの種別と分別・リサイクルの方法について、解説指導を行う。

(イ) 資源化の方法及び量

1 排出前の資源化量

項目		収集・運搬 主体	収集区域 の範囲	収集回数	方 法	収集量 (t/年)	搬入先
種 類							
容器包装 廃棄物	缶類	直営・委託	市内全域	2回/月	容器包装リサイクル 法に基づく分別収集	102	城南衛生管理組 合
	びん類	直営・委託	市内全域	2回/月		281	城南衛生管理組 合
	紙パック	直営・委託	市内全域	2回/月		25	城南衛生管理組 合
	ペットボトル	直営・委託	市内全域	2回/月		157	城南衛生管理組 合
	プラマーク製 品	直営・委託	市内全域	1回/週		488	城南衛生管理組 合
小 計						1,053	
そ の 他 資 源 ご み	段ボール・ 古紙・古着類	自治会等	該当地域	随 時	民間業者と回収契約 を行い、市に補助金 交付申請を行った自 治会等に対する報償 金制度(4円/kg)	1,463	古紙再生業者
	生ごみ	各世帯	—	—	既存の生ごみ堆肥化 機器等による	0	自家処理
	廃乾電池	直営・委託	集合住宅地域	1回/月	市役所内でストック 後、城南衛生管理組 合へ搬入	5	城南衛生管理組 合
			その他の地域	1回/週			
	魚アラ	指定	市内全域	随 時	各業者が京都市魚ア ラ中継施設へ搬入	132	京都市魚アラ中継 施設
	食品残渣 (事業系のみ)	許可業者	市内全域	随 時	民間許可業者が市内 飲食店等から排出さ れる食品残渣の収集	41	再資源化施設
	剪定枝	直営・排出者	市内全域	随 時	—	72	城南衛生管理組 合
	廃家電製品	直営・排出者	市内全域	随 時	不法投棄されたもの を市が回収して再資 源化施設へ引渡	—	再資源化施設
	家庭系廃パソ コン	排出者	市内全域	随 時	資源有効利用促進法 に基づく(不法投棄 分のみ)	0	リサイクル業者回収
	スプレー缶	直営・委託	市内全域	2回/月	破碎選別処理後、売 却	20	城南衛生管理組 合
小型家電	直営	公共施設	1回/週	小型家電リサイクル 法に基づき、契約先 認定事業者へ引渡	4	業者リサイクル施設	
廃食用油	直営・委託	協力地域	1回/月	拠点に排出された廃 食用油を回収保管し たものを民間業者へ 売渡	5,577	業者リサイクル施設	
小 計						1,737	(廃食用油・廃パ ソコン除く)
合 計						2,790	

(ウ) 収集しない一般廃棄物の概要

1 収集しない一般廃棄物

排出禁止物	八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第10条第1項に規定する一般廃棄物
適正処理困難物	八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第9条第1項に規定する一般廃棄物
一時多量ごみ	転居等に伴い発生する一時的に多量に出るごみ

2 収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	処理方法
排出禁止物	排出者が自ら処理するか、又は専門処理業者に相談するか、工事作業等を依頼した業者や購入した店に引き取りを依頼する。
	【特定家庭用機器再商品化法（以下、「家電リサイクル法」という。）対象機器】 家電リサイクル法対象機器の処理方法については3によるものとする。
	【パーソナルコンピュータ（以下、「パソコン」という。）】 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき再資源化する。 使用済みパソコンは、製造メーカーに回収を申し込む。メーカー不明の場合は、有限責任中間法人パソコン3R推進センターに回収を申し込む。 不法投棄されたものは、市が回収して再資源化施設で処理する。
適正処理困難物	排出者が自ら処理するか、又は専門処理業者に相談するか、購入した店に引き取りを依頼する。
一時多量ごみ	排出者が自ら処理するか、又は排出者が自ら市指定の処理施設に搬入するか、若しくは市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼し、城南衛生管理組合の処理施設で処理を行うものとする。

3 家電リサイクル法対象機器の処理

家電リサイクル法対象機器の処理は、排出者が購入した小売業者へ引き取りを依頼するか、又は買い替えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引き取りを依頼するか、若しくは排出者自らが製造メーカー指定引取場所へ搬入するか、又は市に引き取り依頼し、資源化を図るものとする。

市内から市外に搬出される家電リサイクル法対象機器の処理方法

区分	収集・運搬主体	搬入先
市内から排出される家電対象機器	排出者 小売業者 市	指定引取場所等

(エ) 他市町村からの一般廃棄物受け入れ

他市町村からの再資源化のため、廃プラスチック類の選別・圧縮・梱包のための受け入れを図る。

2. ごみ処理費用と原価

(1) 清掃費決算額

塵芥部門歳出額の経費構成

(単位：円)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
収集・運搬部門	520,485,029 (50.1%)	518,979,642 (50.8%)	530,445,710 (49.5%)	534,050,122 (48.2%)	528,402,041 (46.5%)
処理・処分部門	501,826,000 (49.1%)	501,842,000 (49.2%)	540,739,000 (50.5%)	574,377,000 (51.8%)	607,306,000 (53.5%)
計	1,022,311,029 (100%)	1,020,821,642 (100%)	1,071,184,710 (100%)	1,108,427,122 (100%)	1,135,708,041 (100%)
一般会計決算額	25,920,599,000	26,244,754,515	36,403,810,707	31,460,745,266	35,754,802,152

※処理・処分部門の額は、一般会計・特別会計決算書 城南衛生管理組合じんかい関係負担金

※令和4年度計1,135,708,041円は、令和4年度一般会計・特別会計決算書P203清掃費支出済額からP207し尿処理費支出済額を除いた額

※令和4年度一般会計決算額35,754,802,152円は、令和4年度一般会計・特別会計決算書P339歳出合計支出済額

令和4年度清掃費決算額



(2) 清掃費予算額

(単位：千円)

	5年度
収集・運搬部門	563,010 (43.5%)
処理・処分部門	732,690 (56.5%)
計	1,295,700 (100%)

※処理・処分部門の額は、令和5年度八幡市一般会計・特別会計・事業会計予算説明書P183城南衛生管理組合じんかい関係負担金

※清掃費予算額計1,295,700千円は、令和5年度八幡市一般会計・特別会計・事業会計予算説明書P178清掃費からP182し尿処理費を除いた額

(3) ごみの処理原価

(単位：円)

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
① 収集・運搬部門	1 t 当たり	33,570	33,573	35,215	35,740	36,316
	1 人当たり	7,285	7,314	7,527	7,628	7,585
	1 世帯当たり	15,868	15,714	15,941	15,980	15,668
② 処理・処分部門	1 t 当たり	33,690	32,464	35,898	38,439	41,738
	1 人当たり	7,024	7,072	7,673	8,204	8,718
	1 世帯当たり	15,300	15,195	16,250	17,187	18,008
計 (①+②)	1 t 当たり	67,260	66,037	71,113	74,179	78,054
	1 人当たり	14,309	14,386	15,200	15,832	16,303
	1 世帯当たり	31,168	30,909	32,191	33,167	33,676

※1人当たり、1世帯当りは、以下各年度10月1日現在を基準にしています。

(各年度10月1日現在)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
住民基本台帳人口	71,447 人	70,958 人	70,469 人	70,013 人	69,660 人
世帯数	32,800 世帯	33,027 世帯	33,276 世帯	33,149 世帯	33,725 世帯

3. ごみの処理実績

(1) ごみの排出量

①家庭系ごみの排出量

(単位：t)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
燃やすごみ	11,511.44	11,434.32	11,401.75	11,299.08	11,011.66
燃やさないごみ	2,860.86	2,955.51	2,592.16	2,553.02	2,471.19
(大型ごみ)	(341.88)	(372.58)	(435.99)	(477.10)	(453.00)
(土砂等)	(334.13)	(491.90)	(138.92)	(178.52)	(131.68)
資源物	1,107.29	1,043.10	1,042.83	1,064.01	1,041.30
容器包装廃棄物					
カン	102.87	104.36	106.40	99.00	96.70
ビン	312.42	298.38	297.34	291.77	286.42
ペットボトル	146.99	150.45	152.79	154.25	170.30
紙パック	25.49	24.76	25.40	24.99	23.54
プラマーク製品	510.56	461.27	459.52	465.71	435.63
剪定枝	8.96	3.88	1.38	28.29	28.71
集団回収(古紙・古布等)	1,875.99	1,727.93	1,574.34	1,544.24	1,497.37

※集団回収については、P40に内訳を記載しています。

②家庭系ごみの原単位（1人1日当たりの排出量）

(単位：g)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
燃やすごみ	441	440	442	442	433
燃やさないごみ	109	113	100	99	97
資源物(プラマーク製品除く)	22	23	23	22	23
プラマーク製品	19	17	17	18	17
集団回収(古紙・古布等)	71	66	61	60	58

※各種ごみ総量を人口総数（各年度10月1日現在）および各年度の日数で除した数値。（g未満切り捨て）

※この算出方法は、環境省が実施している一般廃棄物処理事業実態調査による1人1日当たりごみ排出量の算出方式です。

③事業系ごみの排出量

(単位：t)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
可燃ごみ	3,865.29	3,767.25	3,806.19	3,427.05	3,204.94
不燃ごみ	188.36	205.74	262.92	205.60	233.97
(土砂等)	(6.53)	(17.36)	(13.08)	(19.78)	(14.64)
資源物	122.38	61.06	94.69	39.04	36.96
剪定枝	122.38	61.06	94.69	39.04	36.96

※事業所の事務所等で出たごみ等は、自己搬入または本市一般廃棄物収集運搬許可業者を通して城南衛生管理組合処理施設で処理しています。

④事業系ごみの原単位（1人1日当たりの排出量）

(単位：g)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
可燃ごみ	148	145	147	134	126
不燃ごみ	6	7	9	8	9
剪定枝	4	2	3	1	1

※各種ごみ総量を人口総数（各年度10月1日現在）および各年度の日数で除した数値。（g未満切り捨て）

※この算出方法は、環境省が実施している一般廃棄物処理事業実態調査による1人1日当たりごみ排出量の算出方式です。

⑤その他ごみの排出量

(単位：t)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
小動物死体	1.77	1.75	1.58	1.41	1.41
廃乾電池	6.05	5.82	5.46	5.42	5.44
食品残渣	42.81	42.59	39.90	43.19	39.83
魚アラ	124.95	142.10	133.81	135.39	116.74
スプレー缶	17.02	17.89	19.45	19.52	19.29
小型家電	10.48	10.61	5.35	3.42	2.70
廃蛍光管	1.32	1.57	2.07	1.73	1.84
ペットボトルキャップ	1.56	1.35	0.85	1.35	1.42

※魚アラは、搬入業者より提出された処理実績量より転記。

⑥ごみ処理の比較

国及び京都府（京都市除く）との比較

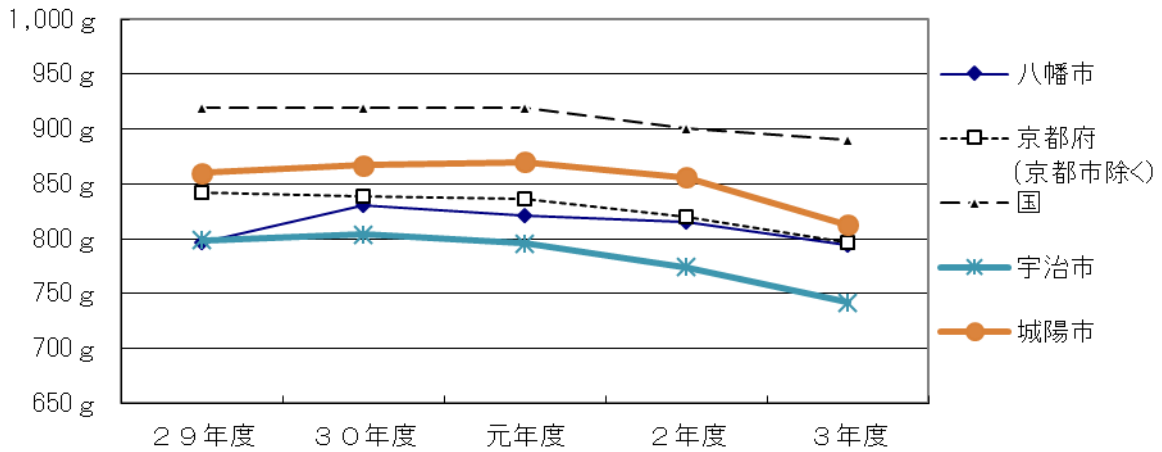
本市においては、1人当たりのごみ排出量は、国・京都府（京都市除く）の平均と比較しても低くなっています。令和3年度実績は794gで、平成28年度に策定した八幡市一般廃棄物処理基本計画の令和3年度目標値である800.0g以下となり、目標を達成する結果となりました。リサイクル率は、令和3年度は13.3%となっています。以下では、本市と城南衛生管理組合管内の市、京都府（京都市除く）及び国の値を比較しています。

一人一日当たりのごみ排出量比較表

(単位：g)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
八幡市	797	831	821	815	794
集団回収除く	723	759	754	754	734
事業系	155	165	159	167	149
家庭系	642	666	662	648	646
宇治市	799	804	796	774	742
集団回収除く	681	688	688	679	664
事業系	187	186	179	150	156
家庭系	612	617	617	623	586
城陽市	860	867	870	856	813
集団回収除く	739	751	761	760	719
事業系	175	186	202	192	170
家庭系	685	681	668	663	643
京都府 (京都市除く)	842	839	836	820	797
集団回収除く	760	760	761	755	741
事業系	207	216	215	194	194
家庭系	635	623	621	626	603
国	920	919	919	901	890
集団回収除く	873	874	877	865	855
事業系	279	280	280	252	254
家庭系	641	638	639	649	636

一人一日あたりのごみ排出量

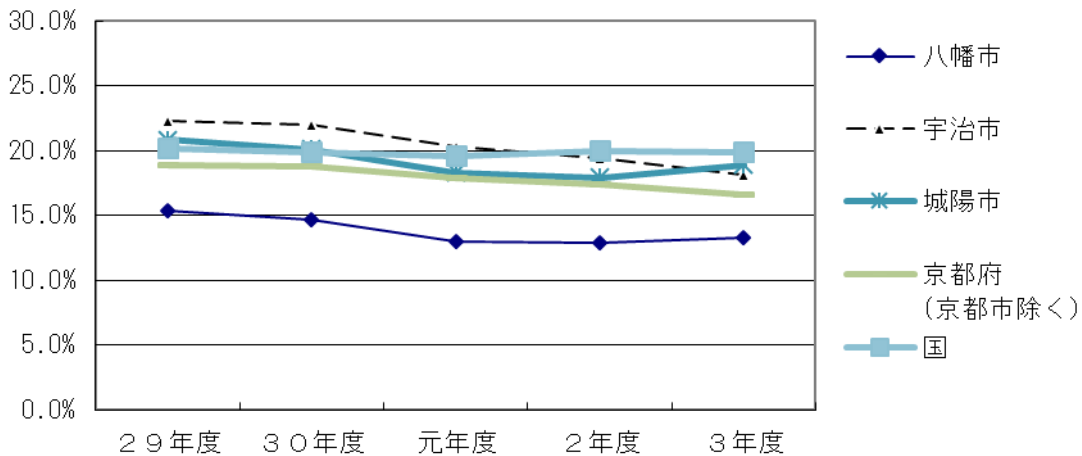


リサイクル率

(単位: %)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
八幡市	15.4	14.7	13.0	12.9	13.3
宇治市	22.3	22.0	20.3	19.4	18.1
城陽市	20.8	20.1	18.3	17.9	18.9
京都府 (京都市除く)	18.9	18.8	17.9	17.4	16.6
国	20.2	19.9	19.6	20.0	19.9

リサイクル率



⑦一般廃棄物処理システムによる類似都市との比較分析

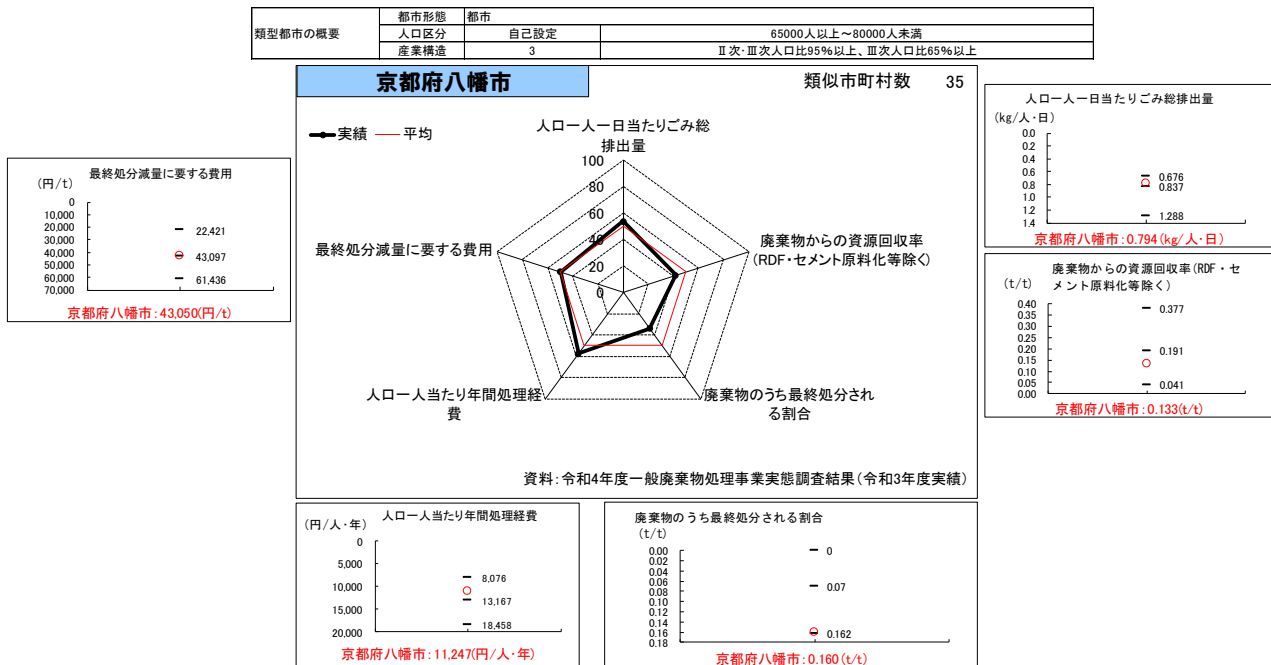
ごみ処理行政の状況を類似都市と比較するために開発された（財）日本環境衛生センター作成の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（以下、「支援ツール」という。）を用い、本市における環境負荷やごみ処理経費面等から全国類似都市との、ごみ処理行政推進における評価分析を行いました。

類似都市の抽出は、支援ツールにより人口 65,000 人以上 80,000 人未満、都市形態と産業構造が八幡市と同条件の都市から抽出しています。

支援ツールによる分析結果比較表

標準的な指標1（偏差値によるレーダーチャート）

市町村名	京都府八幡市	人口	70,013人			
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	98.0%	Ⅲ次人口比率	73.9%



備考：エネルギー回収量及び温室効果ガスについては、データの把握状況が市町村によって異なるため、参考値として取扱って下さい。また、民間施設への委託分も指標には反映されていないことにご注意ください。

※図中の赤線は類似都市の平均、●印を付した実線は八幡市の実績です。

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物からのエネルギー回収量 (MJ/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.837	0.191	0	0.07	13,167	43,097
最大	1.288	0.377	0	0.162	18,458	61,436
最小	0.676	0.041	0	0	8,076	22,421
標準偏差	0.113	0.072	0	0.056	2570	9443
当該市町村実績	0.794	0.133	0	0.16	11,247	43,050
偏差値	53.8	41.9	-	33.9	57.5	50.0

※各数値は、令和3年度実績のデータを基に算出

都道府県	コード	市町村名	街の区分	人口	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物からの エネルギー回 収量 (MJ/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処 理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する 費用 (円/t)
北海道	01231	北海道恵庭市	都市3	70,153	0.753	0.377	0	0.158	15,335	56,008
宮城県	04207	宮城県名取市	都市3	79,450	0.928	0.16	0	0.075	12,174	38,662
茨城県	08208	茨城県龍ヶ崎市の	都市3	75,902	0.917	0.169	0	0.049	14,762	46,166
茨城県	08224	茨城県守谷市	都市3	69,893	0.784	0.194	0	0.036	11,032	37,663
埼玉県	11206	埼玉県行田市	都市3	79,495	0.978	0.094	0	0.014	9,431	22,421
埼玉県	11209	埼玉県飯能市	都市3	78,987	0.819	0.222	0	0	12,502	41,296
埼玉県	11223	埼玉県蕨市	都市3	75,603	0.77	0.214	0	0.084	10,636	36,963
埼玉県	11228	埼玉県志木市	都市3	76,712	0.741	0.318	0	0.03	11,199	36,087
埼玉県	11231	埼玉県桶川市	都市3	74,922	0.708	0.309	0	0.045	15,945	61,436
埼玉県	11233	埼玉県北本市	都市3	65,817	0.797	0.248	0	0	11,472	39,266
埼玉県	11241	埼玉県鶴ヶ島市	都市3	70,067	0.794	0.153	0	0.081	10,465	35,597
埼玉県	11243	埼玉県吉川市	都市3	73,043	0.886	0.188	0	0.084	9,504	27,777
千葉県	12229	千葉県袖ヶ浦市	都市3	65,254	0.917	0.257	0	0.032	14,583	43,644
東京都	13215	東京都国立市	都市3	76,454	0.717	0.298	0	0	15,224	49,199
東京都	13221	東京都清瀬市	都市3	75,012	0.676	0.298	0	0	16,651	56,202
東京都	13223	東京都武蔵村山市	都市3	71,937	0.771	0.267	0	0	18,329	56,107
山梨県	19210	山梨県甲斐市	都市3	76,201	0.848	0.185	0	0.078	12,716	42,625
静岡県	22208	静岡県伊東市	都市3	67,231	1.288	0.184	0	0.011	16,416	34,757
愛知県	23233	愛知県清須市	都市3	69,413	0.716	0.126	0	0.145	14,120	50,990
京都府	26202	京都府舞鶴市	都市3	78,428	0.886	0.138	0	0.162	16,461	58,210
京都府	26207	京都府城陽市	都市3	75,333	0.813	0.189	0	0.143	9,631	35,078
京都府	26210	京都府八幡市	都市3	70,013	0.794	0.133	0	0.16	11,247	43,050
京都府	26211	京都府京田辺市	都市3	70,728	0.729	0.165	0	0.112	12,482	49,796
京都府	26214	京都府木津川市	都市3	79,555	0.756	0.197	0	0.107	12,788	49,348
大阪府	27206	大阪府泉大津市	都市3	73,958	0.887	0.165	0	0.106	13,019	43,077
大阪府	27221	大阪府柏原市	都市3	67,904	0.869	0.085	0	0.141	12,344	43,991
大阪府	27230	大阪府交野市	都市3	77,405	0.716	0.159	0	0.113	12,067	48,570
兵庫県	28215	兵庫県三木市	都市3	75,783	1.002	0.12	0	0.13	15,803	47,059
奈良県	29210	奈良県香芝市	都市3	78,882	0.836	0.106	0	0.126	10,081	36,080
福岡県	40213	福岡県行橋市	都市3	72,454	0.897	0.041	0	0.11	13,862	25,410
福岡県	40221	福岡県太宰府市	都市3	71,876	0.808	0.175	0	0.1	12,823	44,544
福岡県	40224	福岡県福津市	都市3	67,724	0.847	0.233	0	0.01	15,351	49,677
佐賀県	41203	佐賀県鳥栖市	都市3	74,063	0.989	0.213	0	0	18,458	50,701
鹿児島県	46225	鹿児島県姶良市	都市3	77,804	0.837	0.135	0	0.018	13,845	45,969
沖縄県	47212	沖縄県豊見城市	都市3	65,908	0.815	0.173	0	0	8,076	24,967

支援ツールによる分析結果に係る評価は下記のとおりです。

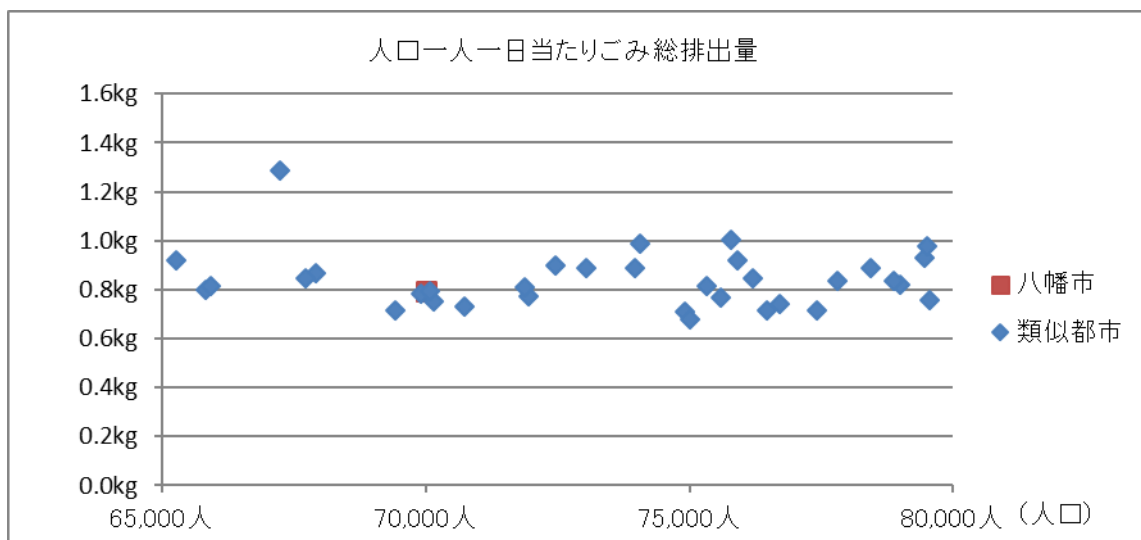
(ア) 人口一人一日当たりごみ総排出量

類似都市は、35 自治体があり、本市の人口一人一日当たりごみ総排出量は 0.794 kg で、類似都市平均 0.837 kg を下回っています。

平成 13 年度から導入したごみ袋透明化による減少が見込まれます。

八幡市は、35 自治体中、上から 13 番目です。人口一人一日当たりごみ総排出量が少ない方が上位です。

$$\text{人口一人一日当たりごみ総排出量 [kg/人・日]} = (\text{計画収集量 [t]} + \text{直接搬入量 [t]} + \text{集団回収量 [t]}) \div 365 \text{ 日} \\ (\text{または } 366 \text{ 日}) \div \text{計画収集人口 [人]} \times 1000$$

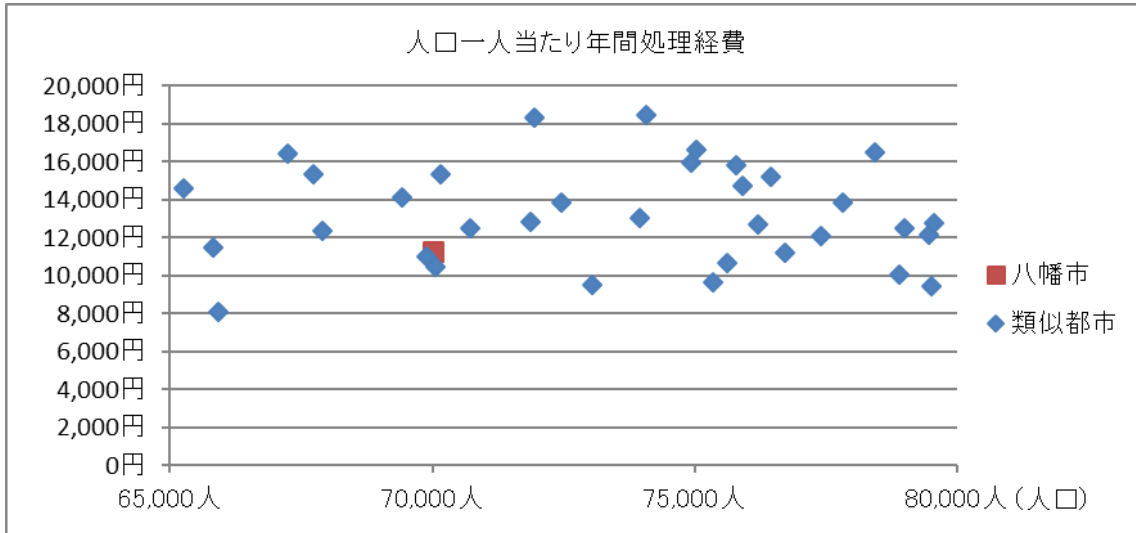


(イ)人口一人当たり年間処理経費

本市の人口一人当たり年間処理経費は、11,247 円で、類似都市平均 13,167 円を下回っています。

八幡市は、35 自治体中、上から 10 番目です。人口一人当たり年間処理経費が少ない方が上位です。

$$\text{人口一人当たり年間処理経費 [円/人・年]} = \text{処理及び維持管理費 [円]} \div \text{計画収集人口 [人]}$$

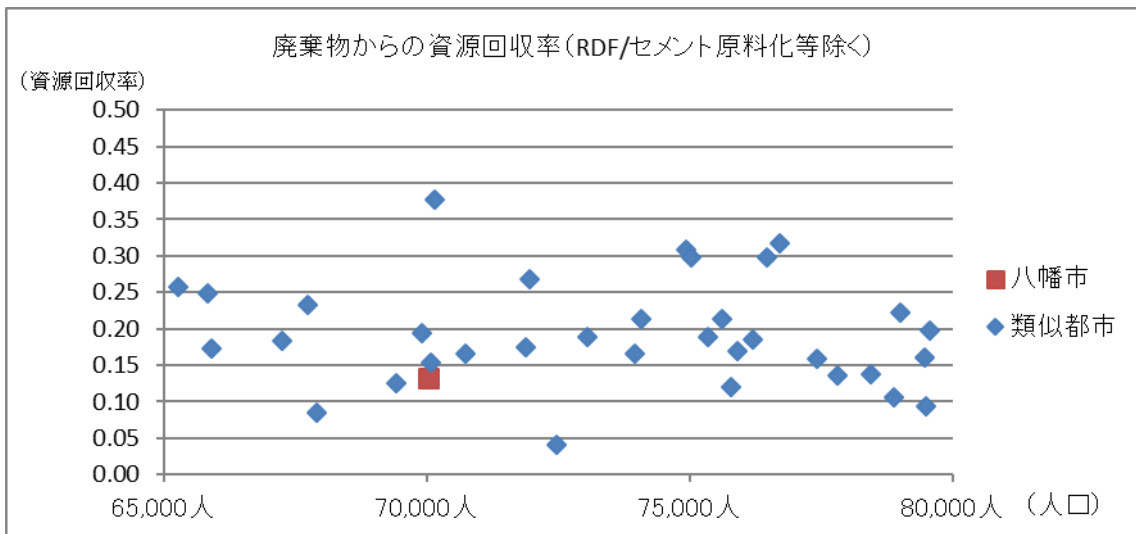


(ウ) 廃棄物からの資源回収率＝リサイクル率

廃棄物からの資源回収率は、本市は 0.133 t/t で、類似都市平均の 0.191 t/t より低くなっています。

八幡市は、35 自治体中、上から 29 番目です。廃棄物からの資源回収率が高い方が上位です。

$$\text{廃棄物からの資源回収率 [t/t]} = (\text{資源化量 [t]} - \text{RDF資源化量 [t]} \text{【及びその他エネルギー利用を主目的とした生成物量 [t]】}) \div (\text{ごみ処理量 [t]} + \text{集団回収量 [t]})$$

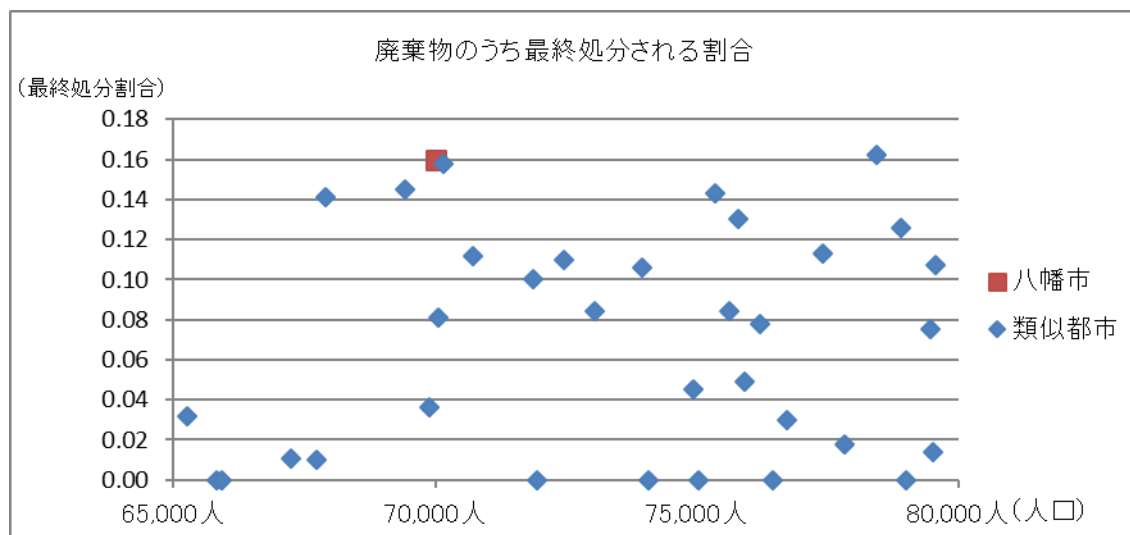


(エ) 廃棄物のうち最終処分される割合

廃棄物のうち最終処分される割合は、本市は0.16 tで、類似都市の平均0.07 tに対し上回っています。

八幡市は、35自治体中、上から34番目です。廃棄物のうち最終処分される割合が少ない方が上位です。

$$\text{廃棄物のうち最終処分される割合 [t/t]} = \text{最終処分量 [t]} \div (\text{計画収集量 [t]} + \text{直接搬入量 [t]} + \text{集団回収量 [t]})$$

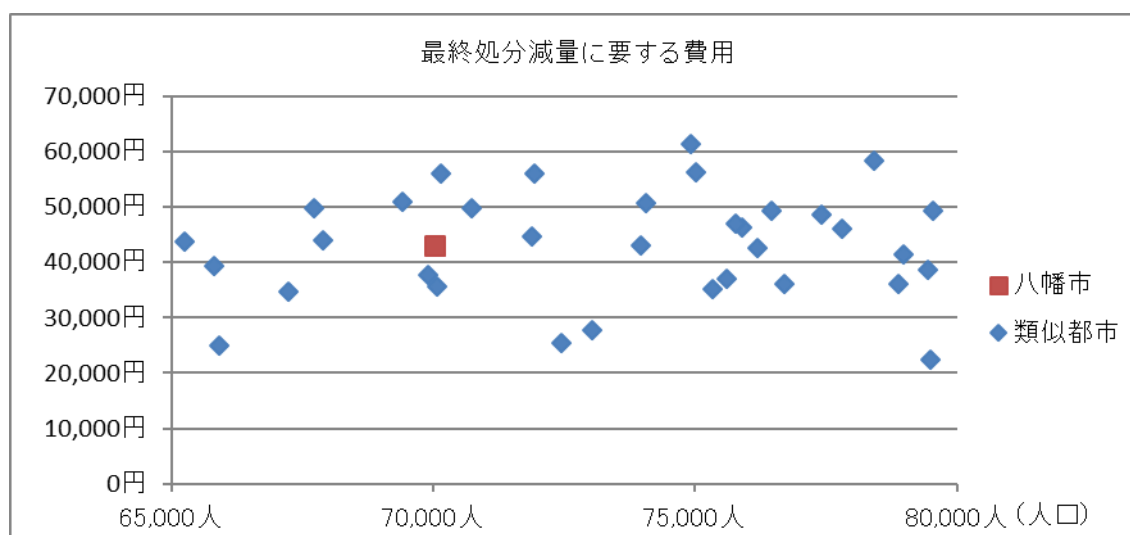


(オ) 最終処分減量に要する費用

最終処分減量に要する費用は、本市は43,050円で、類似都市平均の443,097円を下回っています。

八幡市は、35自治体中、上から16番目です。最終処分減量に要する費用が少ない方が上位です。

$$\text{最終処分減量に要する費用 [円/t]} = (\text{処理及び維持管理費 [円]} - \text{最終処分費 [円]} - \text{調査研究費 [円]}) \div (\text{計画収集量 [t]} + \text{直接搬入量 [t]} + \text{集団回収量 [t]} - \text{最終処分量 [t]})$$



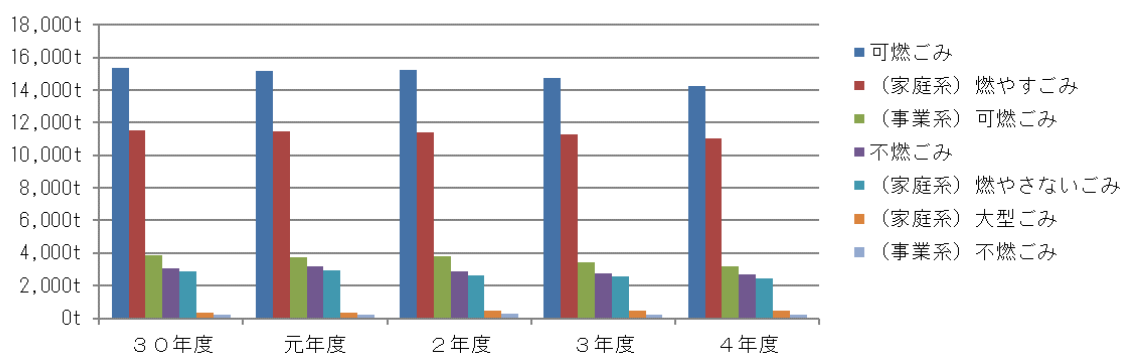
(2) 可燃ごみ・不燃ごみ

本市では、家庭から出た定期収集する可燃ごみを「燃やすごみ」・不燃ごみを「燃やさないごみ」、有料収集している粗大ごみを「大型ごみ」と呼称しています。

(単位：t)

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
可燃ごみ		15,376.73	15,201.57	15,207.94	14,726.13	14,216.60
家庭系	燃やすごみ	11,511.44	11,434.32	11,401.75	11,299.08	11,011.66
事業系	可燃ごみ	3,865.29	3,767.25	3,806.19	3,427.05	3,204.94
不燃ごみ		3,040.09	3,161.25	2,872.79	2,758.62	2,705.16
家庭系	燃やさないごみ	2,860.86	2,955.51	2,592.16	2,553.02	2,471.19
	(大型ごみ)	(341.88)	(372.58)	(435.99)	(477.10)	(453.00)
事業系	不燃ごみ	188.36	205.74	262.92	205.60	233.97
計		18,416.82	18,362.82	18,080.73	17,484.75	16,921.76

可燃ごみ・不燃ごみの推移



(3) 資源物等

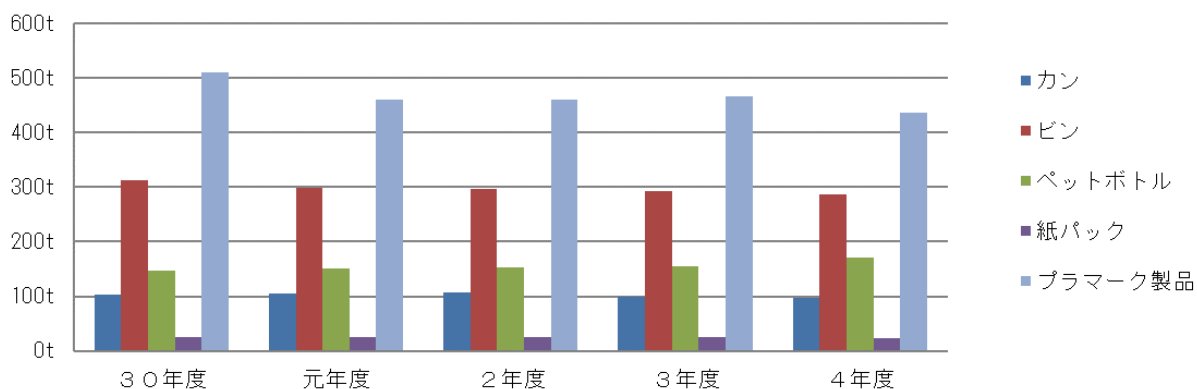
① 容器包装廃棄物

ごみの減量に対する意識の向上と資源の有効利用を目的として、カン・ビン・紙パックは以前から市内の回収拠点で回収していましたが、平成9年の容器包装リサイクル法の施行後にペットボトルを追加しました。また、平成27年1月から城南衛生管理組合の施設整備に伴い、プラマーク製品を分別収集し資源化処理しています。

(単位：t)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
カン	102.87	104.36	106.40	99.00	96.70
ビン	312.42	298.38	297.34	291.77	286.42
ペットボトル	146.99	150.45	152.79	154.25	170.30
紙パック	25.49	24.76	25.40	24.99	23.54
プラマーク製品	510.56	461.27	459.52	465.71	435.63
計	1,098.33	1,039.22	1,041.45	1,035.72	1,012.59

容器包装廃棄物回収量の推移



②剪定枝

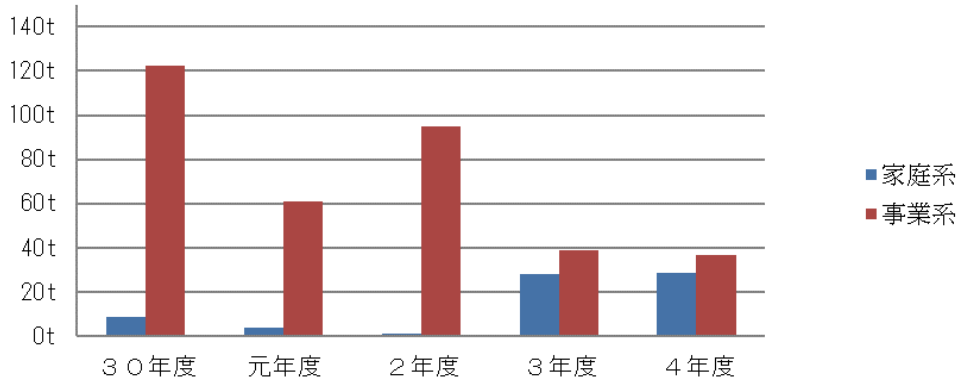
平成13年4月から、公園、街路樹及び庭木等の剪定樹木をチップ化物にしています。

搬入処分地は、城南衛生管理組合奥山埋立処分地で受け入れ、再資源化業者によりチップ化しています。チップ化物は、リサイクル事業として管内農家等事業者及び地域住民に配布を行い、マルチング材や堆肥等の原料として利用されています。

(単位：t)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
剪定枝	131.34	64.94	96.07	67.33	65.67
家庭系	8.96	3.88	1.38	28.29	28.71
事業系	122.38	61.06	94.69	39.04	36.96

剪定枝搬入量の推移



③その他

筒型廃乾電池は、昭和 59 年 11 月から公害防止のために、燃やさないごみ収集時に分別収集しています。収集した廃乾電池は、リサイクルセンター長谷山及び折居清掃工場で受け入れ、一時ストック後、再資源化業者に引き渡しています。

食品残渣は、堆肥化により再資源化するため、専用の民間工場へ搬入しています。

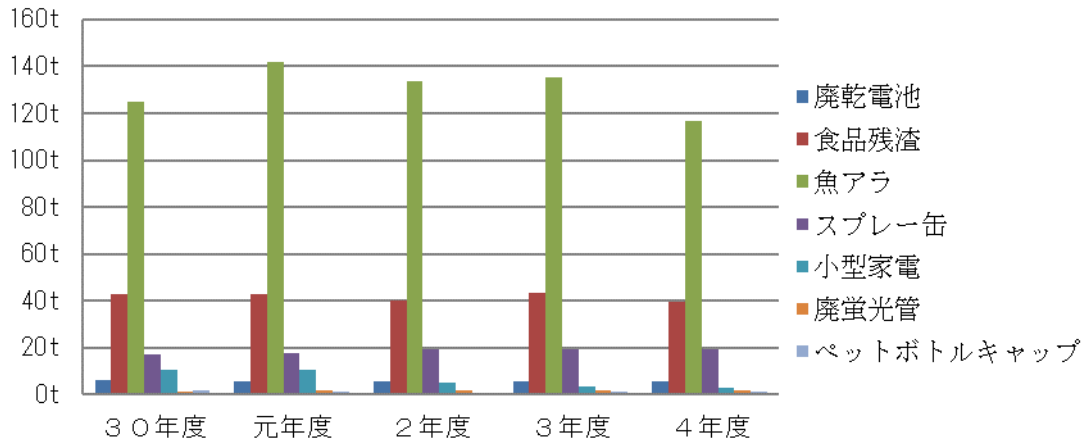
魚アラは、平成 10 年度から平成 30 年度まで京都市魚アラリサイクルセンターに直接搬入され、令和元年度からは、京都市魚アラ中継施設に直接搬入され、魚粉に加工する再資源化が行われています。

小型家電は、平成 29 年度から事業を開始し、令和 2 年度から城南衛生管理組合に搬入しています。

(単位：t)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
廃乾電池	6.05	5.82	5.46	5.42	5.44
食品残渣	42.81	42.59	39.90	43.19	39.83
魚アラ	124.95	142.10	133.81	135.39	116.74
スプレー缶	17.02	17.89	19.45	19.52	19.29
小型家電	10.48	10.61	5.35	3.42	2.70
廃蛍光管	1.32	1.57	2.07	1.73	1.84
ペットボトルキャップ	1.56	1.35	0.85	1.35	1.42

その他ごみ搬入量の推移



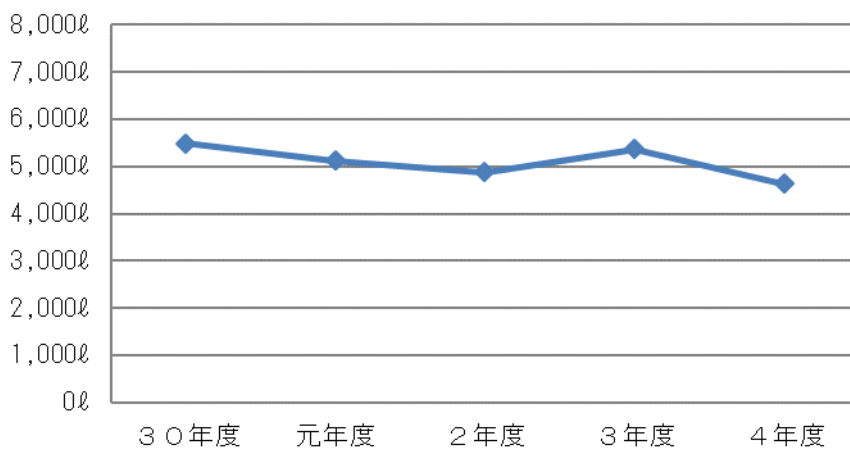
④廃食用油

河川の汚濁防止を図るために始まった廃食用油回収の市民運動を経て、昭和55年4月から市で拠点回収しています。回収した廃食用油は、資源化業者に売却した後、バイオディーゼル燃料精製用に利用されています。

(単位：ℓ)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
廃食用油	5,485	5,124	4,879	5,365	4,633

廃食用油回収量の推移



(4) 小動物死体

犬・猫及びその他の数は城南衛生管理組合の小動物焼却施設で焼却処分された頭数です。

(単位：頭数)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
犬 (総数)	72	81	77	64	66
(飼犬)	67	77	74	64	65
猫 (総数)	236	264	248	246	211
(飼猫)	67	95	82	85	79
その他 (ウサギ・ハムスター、小鳥等)	205	163	203	203	210
計	513	508	528	513	487
計(重量：kg)	1,770.00	1,749.40	1,584.00	1,410.00	1,414.00

(5) ごみ質試験結果

本市の可燃ごみを処理している城南衛生管理組合処理施設において、毎月1回ごみの組成成分調査を実施しています。(城南衛生管理組合調べ)

①組成分析 (ドライベース)

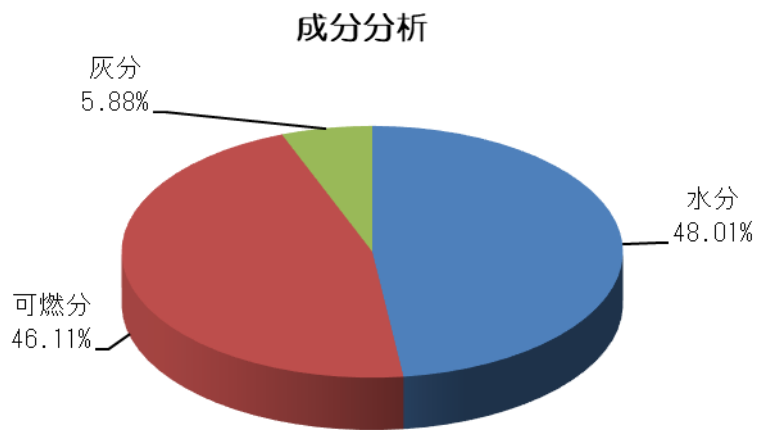
(単位：%)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
可燃物	75.81	77.78	72.26	75.72	74.46
紙	41.80	46.26	37.65	43.62	47.25
動・植物厨芥	9.22	6.93	5.72	9.66	11.38
草・木	9.02	8.64	9.49	10.88	7.06
繊維	11.54	12.04	14.31	9.11	6.86
雑物(5mm以上)	4.23	3.91	5.09	2.45	1.91
不燃物	4.59	3.23	4.55	5.54	4.69
ガラス・石等	0.29	0.21	0.16	0.58	0.93
金属類	0.75	0.47	0.36	1.53	1.88
雑物(5mm以下)	3.55	2.55	4.03	3.43	1.88
焼却不適物	19.60	18.99	23.19	18.74	20.85
プラスチック類	18.32	18.69	21.68	18.58	19.90
ゴム・皮革	1.28	0.30	1.51	0.16	0.95

②成分分析 (含水率)

(単位：%)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
水分	50.01	44.97	43.50	46.39	48.01
可燃分	44.30	50.42	50.59	46.73	46.11
灰分	5.69	4.61	5.91	6.88	5.88



4. その他事業

(1) 再生資源化奨励金

平成11年度よりごみの減量化とリサイクルを目的に、新聞や雑誌などの資源物の回収活動を行う団体に対して助成をしています。

対象となる団体は、子ども会、自治会及びPTA等の地域で行う回収活動です。

(単位：k g)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
新聞	1,007,310	897,160	762,010	742,770	707,370
雑誌	443,600	415,990	419,790	398,761	390,830
段ボール	280,330	275,495	295,102	285,470	285,370
古布	144,750	139,280	97,438	117,240	113,800
計	1,875,990	1,727,925	1,574,340	1,544,241	1,497,370
助成金額	7,474,700円	6,884,300円	6,269,400円	6,152,100円	5,963,600円
登録団体数	66団体	65団体	65団体	63団体	62団体

※新聞、雑誌、段ボール、古布の4品目で、回収された新聞などに対し、1kg当たり4円(100円未満は切り捨て)を報奨金として助成しています。

(2) カラスよけネット等購入費補助金

平成14年7月から、ごみの定点収集場所で使用するカラスよけネット等を購入された自治会等に対して購入価格の3分の2(最高限度額2,000円)を助成しています。

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
助成件数	70件	74件	78件	70件	72件
定点箇所申請数	91箇所	115箇所	95箇所	112箇所	110箇所
助成金額	174,900円	215,000円	182,300円	213,800円	226,300円

※平成25年10月1日から要綱一部改正(1回限りを削除)

(3) ふれあい訪問収集

平成26年5月1日より、ごみの持ち出しが困難な世帯を訪問し、ごみ収集を行うことで、高齢者や障がい者の方の負担を軽減し、あわせて安否の確認を行うことを目的として「ふれあい訪問収集」を実施しています。

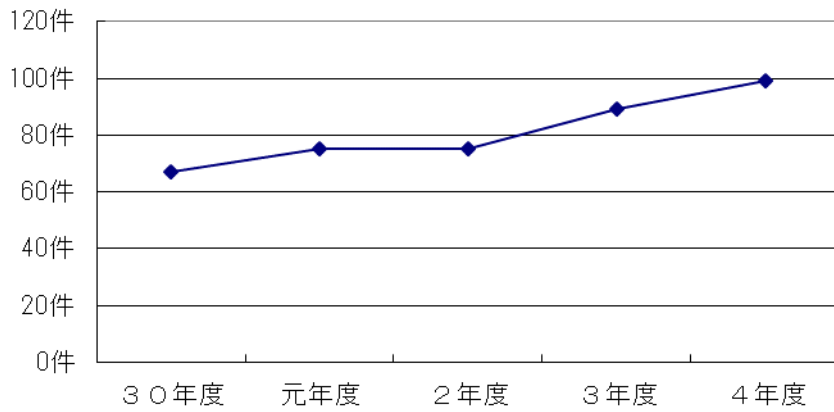
対象者は、八幡市内に在住の方で、ごみを集積所まで持ち出すことが困難であり、かつ身近に協力を得ることができない次の何れかに該当する方です。

- ①要介護又は要支援の認定を受けている概ね65歳以上の一人暮らし世帯の方
 - ②身体障害者手帳1級又は身体障害者手帳2級を交付されている一人暮らし世帯の方
- 利用件数は、下記グラフのとおり年々増加しています。

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
利用件数	67件	75件	75件	89件	99件

※利用件数は、各年度3月31日現在。

ふれあい訪問収集利用状況の推移



5. 処理施設

本市で収集したごみ・資源物は、城南衛生管理組合の処理施設で破碎・焼却・資源化の中間処理を行い、各最終処分先へ引き渡しています。

(1) 中間処理施設

・焼却施設

処理主体	城南衛生管理組合	
施設名称	クリーン21長谷山	クリーンパーク折居
所在地	城陽市富野長谷山1-270	宇治市宇治折居18
公称能力	120t/日×2炉 100kg/2H(最大)×1炉	57.5t/日×2炉
処理方式	全連続燃焼式 台車付直上再燃焼式	全連続燃焼式
備考	焼却施設・平成18年8月竣工 小動物焼却施設・平成10年3月竣工	焼却施設・平成30年3月竣工

・破碎施設

処理主体	城南衛生管理組合
施設名称	リサイクルセンター長谷山
所在地	城陽市富野長谷山1-270
公称能力	60t/日
処理方式	二軸低速回転式・堅型高速回転式
備考	破碎施設・平成27年3月竣工

・資源化施設

処理主体	城南衛生管理組合	
施設名称	エコ・ポート長谷山	リサイクルセンター長谷山
所在地	城陽市富野長谷山1-270	城陽市富野長谷山1-270
公称能力	46t/日	17t/日
処理方式	—	—
備考	資源化施設・平成11年1月竣工	資源化施設・平成27年3月竣工

(2) 中継施設

処理主体	城南衛生管理組合
施設名	沢中継施設
所在地	八幡市八幡沢1番地
公称能力	①可燃ごみ 82 t/日 ②不燃ごみ 13 t/日 ③プラマーク製品 6 t/日
処理方式	①コンパクト・コンテナ方式 ②スライドデッキ積替方式 ③スクリュコンベヤ方式
備考	中継施設・令和5年3月竣工

(3) 最終処分場

処理主体	城南衛生管理組合
施設名	グリーンヒル三郷山
所在地	久世郡久御山町佐古梶石1-3
埋立容量	200,000 m ³
残余容量	108,004.35 m ³
埋立方式	サンドイッチ工法
備考	埋立施設・平成13年3月竣工

残余容量については、城南衛生管理組合ホームページ「埋立処分地管理点検表」令和5年3月31日現在の容量です。残余容量を測定したことにより、令和4年8月分から実測値に置き換えされています。

処理主体	一般財団法人宇治廃棄物処理公社
施設名	廃棄物埋立処分地
所在地	宇治市池尾仙郷山6番地2
埋立容量	1,171,156 m ³
残余容量	—
埋立方式	サンドイッチ工法
備考	埋立施設

処理主体	大阪湾広域臨海環境整備センター
施設名	大阪沖埋立処分場
所在地	大阪府大阪市此花区北港緑地地先
面積	95 ha
埋立容量	14,000,000 m ³
埋立方式	サンドドレーン工法
備考	埋立施設

※大阪沖埋立処分場へは、平成21年11月30日から搬入

第3章 し尿処理

1. 令和5年度 一般廃棄物処理実施計画（抜粋）

(1) し尿・汚泥処理実施計画

ア 収集・運搬計画

(ア) 収集区域

八幡市全域とする。

(イ) 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法

(単位：kℓ/年)

一般廃棄物の種類	一般廃棄物の量	収集回数	収集方法
し尿	856	1回/20日(概ね)	個別収集
浄化槽汚泥	1,396	—	—

イ 中間処理計画

(ア) 一般廃棄物の搬入者別処理内訳量

(単位：kℓ/年)

一般廃棄物の種類	搬入者	処理量
		城南衛生管理組合クリーンピア沢
し尿	城南衛生管理組合委託業者	856
浄化槽汚泥	城南衛生管理組合許可業者	1,396

(イ) 処理施設の概要

・受入貯留施設

処理主体	城南衛生管理組合
施設名称	クリーンピア沢
所在地	八幡市八幡沢1番地
公称能力	—
処理方式	前処理+希釈
備考	八幡市公共下水道へ全量排水

ウ 最終処分計画

(ア) 処理施設の概要

・最終処分場

処理主体	城南衛生管理組合	大阪湾広域臨海環境整備センター
施設名称	グリーンヒル三郷山	大阪沖埋立処分場
所在地	久世郡久御山町佐古梶石1-3	大阪市此花区北港緑地地先
全体容積	200,000m ³	14,000,000m ³
残余容量	84,300m ³	—
埋立方式	サンドイッチ工法	サンドドレーン工法
備考	埋立施設	埋立施設

2. し尿処理の流れ

(1) し尿処理業務

し尿に関しては、収集・運搬・処理及び料金徴収に至るまで、城南衛生管理組合が業務を担っています。

(2) し尿処理費用

し尿業務を担っている城南衛生管理組合への本市負担金額

(単位：円)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
負担金	75,433,000	67,586,000	64,343,000	63,812,000	71,657,000

※各年度一般会計・特別会計決算書

3. し尿処理実績

(1) 生活排水処理人口

(単位：人)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
処理区域内人口 (処理対象人口)	71,447	70,958	70,469	70,013	69,660
汲み取り人口	585	519	473	433	396
世帯制	562	496	451	413	376
従量制	23	23	22	20	20
水洗化人口	70,862	70,439	69,996	69,580	69,264
下水道人口	70,497	70,107	69,670	69,268	68,939
コミュニティプラント 人口	0	0	0	0	0
浄化槽人口	365	332	326	312	325
自家処理人口	0	0	0	0	0

※各年度10月1日現在とする。

城南衛生管理組合 一般廃棄物処理実績書

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理量

(単位：kℓ)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
し尿	852.60	808.66	822.05	898.34	825.75
委託収集	843.89	770.98	788.76	866.31	761.31
直営収集	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
自己搬入	8.71	37.68	33.29	32.03	64.44
浄化槽汚泥	1,104.83	1,241.11	1,585.56	1,313.36	1,293.38

※城南衛生管理組合 一般廃棄物処理実績書

第 4 章 城南衛生管理組合

1. 城南衛生管理組合の概要

(1) 沿革

昭和 37 年に隣接する市町 1 市 4 町(当時：宇治市・城陽町・八幡町・久御山町・宇治田原町)が共同による特別地方公共団体(一部事務組合)として、し尿処理組合「宇治市外 4 町し尿処理組合」を設立しました。その後、昭和 39 年 11 月に「城南衛生管理組合」と改称し、昭和 43 年からごみの共同処理業務を加えました。

また、昭和 56 年 4 月 1 日からは井手町の組織加入により 3 市 3 町で構成し、現在に至っています。

(2) 業務内容

構成自治体 3 市 3 町のし尿処理事業全般(収集・運搬・処理・料金徴収)及びごみ処理事業の中間処理・処分を担い、処理施設を運営しています。

(3) 構成自治体

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

市町名	所在地	人口	世帯数	面積(km ²)
八幡市	八幡市八幡園内 75	69,329	31,113	24.35
宇治市	宇治市宇治琵琶 33	176,043	74,284	67.54
城陽市	城陽市寺田東ノ口 16、17	73,134	30,689	32.71
久御山町	久世郡久御山町島田ミスノ 38	14,930	6,495	13.86
宇治田原町	綴喜郡宇治田原町立川坂口 18-1	8,601	3,450	58.16
井手町	綴喜郡井手町井手東高月 8	7,143	3,125	18.04
計		349,180	149,156	214.66

(4) 処理施設

①中間処理施設

・焼却施設

施設名称	クリーン 21 長谷山	クリーンパーク折居
所在地	城陽市富野長谷山 1-270	宇治市宇治折居 18
公称能力	120 t/日×2 炉 100 kg/2H (最大)×1 炉	57.5 t/日×2 炉
処理方式	全連続燃焼式 台車付直上再燃焼式	全連続燃焼式
備考	焼却施設・発電出力 4,900kW 小動物焼却施設	焼却施設・発電出力 2,110kW

・破碎施設

施設名称	リサイクルセンター長谷山
所在地	城陽市富野長谷山1-270
公称能力	60 t/日
処理方式	二軸低速回転式・縦型高速回転式
備考	破碎施設

・資源化施設

施設名称	エコ・ポート長谷山	リサイクルセンター長谷山
所在地	城陽市富野長谷山1-270	城陽市富野長谷山1-270
公称能力	46 t/日	17 t/日
処理方式	—	—
備考	資源化施設	資源化施設

・し尿処理施設

施設名称	クリーンピア沢
所在地	八幡市八幡沢1番地
公称能力	—
処理方式	前処理+希釈
備考	平成9年2月竣工

②中継施設

施設名称	沢中継施設
所在地	八幡市八幡沢1番地
処理能力	①可燃ごみ 82 t/日 ②不燃ごみ 13 t/日 ③プラマーク製品 6 t/日
処理方式	①コンパクト・コンテナ方式 ②スライドデッキ積替方式 ③スクリュコンベヤ方式
備考	中継施設

③最終処分場

施設名称	グリーンヒル三郷山
所在地	久世郡久御山町佐古梶石1-3
全体容積	200,000 m ³
残余容量	108,004.35 m ³
埋立方式	サンドイッチ工法
備考	埋立施設

(5) 組合の活動経緯

平成 11 年度以降の城南衛生管理組合の活動経緯

実施年度	計画・法令及び新規事業等	施設整備関係
平成 11 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●長谷山工場更新に関する技術的検討及び更新に向けた基本計画の作成 ●ISO14001取得準備 ●情報公開条例制定準備 ●広報紙「せいそう」を「エコネット城南」に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ●ダイオキシン類低減対策事業開始（3 ヶ年事業） ●長谷山工場ごみクレーン自動化 ●リサイクル工房開設（自転車、ガラス、家具工房開始、新長谷山清掃控除準備室設置）
平成 12 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●長谷山工場更新事業基本計画策定 ●事業地周辺環境影響評価の方法書作成 ●情報公開条例制定 	<ul style="list-style-type: none"> ●次期埋立処分地建設事業着手 ●「長谷山工場ダイオキシン類低減対策事業開始（2 ヶ年事業）」 ●第二期容器包装廃棄物分別収集に向けたストックヤード増設（発泡食品トレイ第一次保管施設） ●資源化センターペットボトル圧縮機増設（ペットボトル搬入増加対策） ●長谷山工場 24 時間運転体制開始
平成 13 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●発泡食品トレイ分別収集開始 ●剪定枝リサイクル事業開始 ●ISO14001認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ●折居工場ダイオキシン類低減対策事業開始（竣工年） ●長谷山工場ダイオキシン類低減対策事業開始（竣工年） ●長谷山工場更新事業に伴う環境影響評価等本格実施 ●「グリーンヒル三郷山」開設（埋立処分地施設） ●新長谷山清掃工場建設推進室設置 ●奥山埋立センター」を「奥山リユースセンター」に名称変更
平成 14 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●グリーン購入推進 ●ごみ処理基本計画（平成 14 年度改訂版）策定 ●生活排水処理基本計画（平成 14 年度改訂版）策定 ●食用廃油回収事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●旧沢第 1 清掃工場管理棟解体工事 ●折居清掃工場及び長谷山清掃工場のダイオキシン類対策工事完了
平成 15 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例（規則）施行 ●ごみ中継車へのディーゼル微粒子除去装置の装着 ●管内統一による「紙ング推進計画」スタート ●「資源有効利用促進法」に基づき、事業者による家庭用パソコン回収及びリサイクル開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●新長谷山清掃工場建設事業開始（4 ヶ年事業） ●折居清掃工場基幹的設備補修整備事業着手（ごみ自動計量装置更新工事等） ●洛南浄化センターへの下水投入停止（7 月～）

実施年度	計画・法令及び新規事業等	施設整備関係
平成 16 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● ISO14001 認証取得に伴う第 1 回更新審査合格及び「エコ事業所活動」の推進 ● 地球温暖化対策実行計画「地球元気プラン」を策定 ● 「家電リサイクル法」の対象品目に電気冷凍庫追加 ● 「自動車リサイクル法」の施行 ● 剪定チップ化物配布事業スタート（地域住民対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 洛南浄化センターへの下水投入再開 ● 沢第 2 清掃工場休止
平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクルプラザで「衣服工房」スタート ● 「ごみ有料化研究会」を発足 ● 循環型社会形成推進交付金制度が創設 ● 剪定枝チップ化物配布事業の対象を事業者まで拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ中継場設備機器の更新 ● 沢第 1 清掃工場を「クリーンピア沢」へ名称変更
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ処理基本計画（平成 18 年度改訂版）策定 ● 生活排水処理基本計画（平成 18 年度改訂版）策定 ● 「城南衛生管理組合地域循環型社会形成推進地域計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「クリーン 21 長谷山」竣工 ● リサイクルプラザを「エコ・ポート長谷山」に名称変更 ● 折居清掃工場精密機能検査実施 ● 溶融スラグ利用舗装実証試験実施
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 溶融スラグのアスファルト混合材等への利用開始 ● ISO14001 認証取得に伴う第 2 回更新審査合格 ● 「改正容器リサイクル法」の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 長谷山清掃工場解体・跡地整備事業（3 ヶ年事業）
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策実行計画「地球元気プラン」の総括 	
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策実行計画「地球元気プランⅡ」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● スラグ等ストックヤード竣工
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境 ISO14001 の自主宣言への移行 	
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 折居清掃工場及び粗大ごみ処理施設等の更新事業に係る基本計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーン 21 長谷山灰溶融設備の稼働停止 ● 沢ごみ中継場の運転委託化 ● エコ・ポート長谷山の資源化業務の委託範囲拡大 ● クリーン 21 長谷山構内道路改良工事

実施年度	計画・法令及び新規事業等	施設整備関係
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●折居清掃工場更新の環境影響評価の開始 ●ごみ発電及び容器包装廃棄物リサイクル事業等循環型社会の構築に向けた事業の一層の推進 ●環境 ISO14001 適合自主宣言活動の全庁サイト拡大及び地球温暖化対策実行計画（第2期）の推進 ●広報紙「エコネット城南」や「組合設立50周年記念誌」の発行、絵画募集等を通じた環境情報の積極的発信 	<ul style="list-style-type: none"> ●粗大ごみ処理施設等更新事業の工事着手 ●クリーン 21 長谷山周辺整備事業完成 ●クリーン 21 長谷山の一部運転委託の拡大
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」の施行 ●折居清掃工場更新事業の環境影響評価の実施及び事業方式（DBO方式）の決定など事業工程の進捗 	<ul style="list-style-type: none"> ●粗大ごみ処理施設等更新事業の建築工事本格実施 ●沢第2 清掃工場解体撤去事業の完了 ●奥山埋立処分地排水処理施設再稼動に向けた整備工事の実施
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●機構改革 安全推進室の設置 ●地球温暖化対策実行計画「地球元気プランⅢ」策定 ●管内3市3町でプラスチック製容器包装の分別収集スタート 	<ul style="list-style-type: none"> ●奥山埋立処分地排水処理施設の機能復旧 ●奥山リユースセンターの運転停止及び新粗大ごみ処理施設（リサイクルセンター長谷山）の試運転開始 ●折居清掃工場更新施設整備運営事業にかかる事業者（落札者）を決定
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●折居清掃工場更新事業の環境影響評価書作成 	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクルセンター長谷山の稼働開始 ●折居清掃工場更新事業の建設工事着工
平成 28 年度		<ul style="list-style-type: none"> ●し尿等の下水道排水に向けて施設整備の実施
平成 29 年度		<ul style="list-style-type: none"> ●クリーンパーク折居の完成及び運営体制の確立
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●新環境マネジメントシステムの運用開始及び地球温暖化対策実行計画（第3期）の推進 ●組合ホームページのリニューアル、SNSの運用開始及び広報誌「エコネット城南」や「環境まつり」を通じた環境情報の積極的配信 	<ul style="list-style-type: none"> ●クリーンパーク折居の稼働及び旧折居清掃工場の解体・跡地整備工事の実施 ●し尿等の下水道排水の開始による適正かつ効率的な処理体制の構築

実施年度	計画・法令及び新規事業等	施設整備関係
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●環境マネジメントシステムに基づく活動の推進及び地球温暖化対策実行計画(第4期)の策定 ●事業協同組合へのし尿収集運搬業務の一括委託等、効率的なし尿収集体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ●旧折居清掃工場の解体撤去及び跡地整備工事(折居清掃工場更新事業)の完了 ●「ごみ中継施設整備基本計画」の策定等、効率的なごみ中継事業のあり方の検討 ●本庁管理棟の建替移転に向けた「新庁舎建設基本計画」の策定及び調査・測量の実施
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●環境マネジメントシステムに基づく継続的改善活動及び地球温暖化対策実行計画(第4期)の推進 ●事業協同組合へのし尿収集運搬業務の一括委託と臨時収集の受付業務委託の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●クリーン21長谷山長寿命化等の検討業務の実施
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●サントリーグループとペットボトルの「ボトル to ボトルリサイクル」事業を基盤とした「持続可能な地域づくりの推進に関する協定」締結 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ中継施設更新工事の実施
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●「ボトル to ボトルリサイクル」事業開始 	

第5章 条例・規則・要綱等

1. 八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

平成17年3月31日条例第4号

改正

平成21年3月30日条例第8号

八幡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和53年八幡市条例第17号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進することによる廃棄物の減量並びに廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、資源の有効利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (3) 再利用 活用しなければ不要となる物若しくは廃棄物を再び使用すること又はこれらのものを資源として利用することをいう。
- (4) 資源物 再利用を目的として廃棄物から分別収集する物をいう。

（相互協力）

第3条 市、事業者及び市民は、廃棄物の減量及び適正処理の推進並びに地域の清潔の保持に当たっては、連携し、及び相互に協力しなければならない。

（市による廃棄物の減量）

第4条 市は、市民による集団回収活動等の廃棄物減量の取組みに対し、情報の提供、助成制度その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、物品の調達に当たっては、再生品又は再利用が可能な物の積極的な使用等により、自ら廃棄物の減量に努めるものとする。

（事業者による廃棄物の減量）

第5条 事業者は、事業系廃棄物について、次の各号に掲げる方策を積極的に講ずることにより、資源の有効利用と事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

- (1) 使い捨ての製品、容器等の製造、販売及び使用の抑制
- (2) 容易に再利用が可能な製品、容器等の開発及び普及
- (3) 資源物の分別の徹底
- (4) 資源物及び再生品の利用の促進
- (5) 資源物の回収体制の整備
- (6) 製品等の包装の簡素化

（市民による廃棄物の減量）

第6条 市民は、地域団体等が行う資源物の回収等の活動に積極的に参加し、及び協力し、並びに市が行う分別収集による廃棄物の減量に協力しなければならない。

2 市民は、物品の長期使用、再生品又は再利用が可能な物の使用等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

(家庭系廃棄物の処理)

第7条 市民は、自ら処分し、又は再利用しない家庭系廃棄物については、市の定める一般廃棄物の処理に関する計画（以下「処理計画」という。）に従い、適正に分別したうえ、飛散し、流出し、及び悪臭が発生しない方法で、市長が指定する日及び所定の収集場所に搬出しなければならない。

2 市民は、臨時に家庭系廃棄物の収集を受けようとするとき、又は犬、猫その他の動物の死体を自ら処理することが困難なときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(事業系廃棄物の処理)

第8条 事業者は、事業系廃棄物を自ら処理することが困難であるときは、その旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第9条 市長は、一般廃棄物のうち市が適正に処理することが困難であるもの（法の規定に基づき環境大臣が指定したものを除く。以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

2 市長は、前項の規定により適正処理困難物を指定したときは、これを公表するものとする。

3 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、自らの責任でその回収等の措置を講ずるよう指示することができる。

4 市民は、事業者が適正処理困難物の回収等の必要な措置を講ずる場合は、これに協力しなければならない。

(排出規制)

第10条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、一般廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げるものを排出してはならない。

(1) 著しく悪臭を発生させるもの

(2) 引火性のあるもの

(3) 人の健康又は生活環境に有害な物質を含むもの

(4) 特別管理一般廃棄物

(5) 法の規定に基づき環境大臣が指定したもの

(6) 前条第1項の規定に基づき指定された適正処理困難物

(7) 前各号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(公共の場所の清潔の保持)

第11条 公園、広場、道路、河川その他の公共の場所の管理者は、その管理する公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのないように適正な管理をしなければならない。

2 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに市長に届け出なければならない。

(土地等の管理)

第12条 占有者等は、みだりに廃棄物が捨てられることのないように、その占有し、若しくは管理する土地又は建物の適正な管理に努めなければならない。

2 占有者等は、その占有し、若しくは管理する土地又は建物内に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理するよう努めなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可)

第13条 法の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可若しくは当該許可の更新若しくは一般廃棄物処分業の許可若しくは当該許可の更新を受けようとする者又は法の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し許可をしたときは、当該申請者に許可証を交付する。

3 前項の規定により許可証の交付を受けた者が当該許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の取消し等)

第14条 市長は、法に定める場合のほか、前条第1項に規定する許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) この条例の規定に基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の申請により許可を受けたとき。
- (3) 正当な理由がなく、長期の休業をしたとき。
- (4) 処理計画の変更等により、許可を取り消す必要が生じたとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(一般廃棄物再生利用業の指定)

第15条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)に規定する再生利用されることが確実な一般廃棄物のみを収集し、運搬し、又は処分する業(以下「一般廃棄物再生利用業」という。)の指定を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。指定を受けた一般廃棄物再生利用業の事業の範囲の変更の指定を受けようとする者も、また同様とする。

- 2 市長は、前項の申請に対し一般廃棄物再生利用業の指定をしたときは、当該申請者に指定証を交付する。
- 3 前項の規定により指定証の交付を受けた者が当該指定証を紛失し、又はき損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て指定証の再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第16条 一般廃棄物(次項及び第3項の廃棄物を除く。)の収集、運搬及び処分については、別表第1に定める額の手数料を徴収する。

- 2 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬については、別表第2に定める額の手数料を徴収する。
- 3 パーソナルコンピュータに係る資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に規定する指定再資源化製品廃棄物の収集、運搬及び処分については、別表第3に定める額の手数料を徴収する。
- 4 市長は、天災その他特に必要があると認めるときは、前各項に規定する手数料を減免することができる。

(一般廃棄物処理業等許可申請手数料)

第17条 第13条第1項の許可若しくは許可の更新又は同条第3項の許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請 1件につき 5,000円
- (2) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請 1件につき 500円
- (3) 一般廃棄物処分業許可申請 1件につき 5,000円
- (4) 一般廃棄物処分業許可更新申請 1件につき 500円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請 1件につき 500円
- (6) 一般廃棄物処分業変更許可申請 1件につき 500円
- (7) 許可証の再交付 1件につき 3,000円

- 2 前項の既納の手数料は、還付しない。

(報告の徴収)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業系廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者に対し、一般廃棄物の減量及びその適正な処理に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市職員に、事業系廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者が占有し、所有し、若しくは管理する土地又は建物に立ち入り、一般廃棄物の減量及びその適正な処理に関し、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする市職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の八幡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づき行った処分、手続その他の行為は、改正後の八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）中にこれに相当する規定があるときは、改正後の条例の規定に基づき行ったものとみなす。
- 3 改正後の条例第16条及び別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後に市において収集し、運搬し、又は処分する一般廃棄物について適用し、同日前に市において収集し、運搬し、又は処分した一般廃棄物については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日条例第8号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第16条関係）

処理手数料

種別	取扱区分	手数料の額	
25kg以上のごみ	市が収集する場合	25kgにつき200円を基準として規則で定める額	
大型ごみ（次表及び別表第3に掲げる品目を除く。）	市が収集する場合	20kgにつき500円を基準として種別に応じて規則で定める額	
犬、猫等の死体	犬又はこれに準ずるもの	市が収集する場合	1体につき 1,000円
		市が指定する場所に搬入する場合	1体につき 800円
	猫、小型犬又はこれらに準ずるもの	市が収集する場合	1体につき 500円
		市が指定する場所に搬入する場合	1体につき 400円
取扱いが困難な物として規則で定めるもの	市が指定する場所に搬入する場合	種別に応じて1個（1本）につき1,000円を超えない範囲内で規則で定める額	

別表第2（第16条関係）

収集運搬手数料

種別	手数料の額
1 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）	1台につき 3,000円
2 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの (1) ブラウン管式のもの (2) 液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。） 及びプラズマ式のもの	1台につき 3,000円
3 電気冷蔵庫又は電気冷凍庫	1台につき 3,000円
4 電気洗濯機及び衣類乾燥機	1台につき 3,000円

別表第3（第16条関係）

収集運搬処分手数料

種別	手数料の額	
1 パーソナルコンピュータ（その表示装置及びノートブック形のものを除く。）	1 台につき	4,000円
2 パーソナルコンピュータ（ノートブック形のものに限る。）	1 台につき	4,000円
3 パーソナルコンピュータの表示装置（ブラウン管式のものに限る。）	1 台につき	5,000円
4 パーソナルコンピュータの表示装置（液晶式のものに限る。）	1 台につき	4,000円

2. 八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

平成17年3月31日規則第11号

八幡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和53年八幡市規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成17年八幡市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可申請）

第2条 条例第13条第1項に規定する申請は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める書類により行わなければならない。

- （1） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新の申請 一般廃棄物収集運搬業許可・許可更新申請書
- （2） 法の規定による一般廃棄物処分業許可又は許可更新の申請 一般廃棄物処分業許可・許可更新申請書
- （3） 法の規定による一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の申請 一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請書
- （4） 法の規定による一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請 一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請書

2 前項の許可及び許可の更新に係る申請は、許可期間満了日前1月までとする。

（一般廃棄物処理業の許可の基準）

第3条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処理業の許可基準は、法の規定によるもののほか、次のとおりとする。

- （1） 申請者が本市に住所を有する者（法人にあっては、本市内に事務所又は営業所を有する者）であること。
- （2） 申請者が自ら当該業務を実施する者であること。
- （3） 城南衛生管理組合の受入れ基準に適合するものであること。
- （4） その他市長が業務上必要と認める要件を満たすものであること。

（許可証）

第4条 条例第13条第2項に規定する許可証は、一般廃棄物収集運搬業にあっては一般廃棄物収集運搬業許可証とし、一般廃棄物処分業にあっては一般廃棄物処分業許可証とする。

2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（許可証の紛失又はき損の届出等）

第5条 条例第13条第3項の規定による届出及び再交付の申請は、許可証再交付申請書により行わなければならない。この場合において、き損によるものについては、その許可証を添えなければならない。

（廃止届等の届出）

第6条 第4条第1項に規定する許可証の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）は、許可申請書及び添付書類の記載事項に変更が生じたときは、許可申請記載事項変更届を市長に提出しなければならない。

2 許可業者は、その業務の全部若しくは一部を廃止し、又は休止したときは、業務廃止（休止）届を市長に提出しなければならない。

（許可の取消し等）

第7条 市長は、法の規定により期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命じるときは事業停止命令書を、許可を取り消すときは許可取消書を、それぞれ許可業者に送付するものとする。

(許可証の返還)

第8条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可を取り消されたとき。
- (2) その業を廃止したとき、又は業務の全部を休止したとき。
- (3) 新たに許可証の交付を受けたとき。

(業務実績の報告)

第9条 許可業者は、その取り扱う一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する実績を2月ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業者 一般廃棄物収集運搬業務実績報告書
- (2) 一般廃棄物処分業者 一般廃棄物処分業務実績報告書

2 前項に規定する報告書の提出は、事業終了月の次の偶数月の10日までに行わなければならない。

(一般廃棄物再生利用業の指定申請等)

第10条 条例第15条第1項前段に規定する一般廃棄物再生利用業の指定に係る申請は、一般廃棄物再生利用業指定申請書により行わなければならない。

2 条例第15条第1項後段に規定する一般廃棄物再生利用業の事業の範囲の変更(第13条の届出に該当することとなる変更等を除く。)の指定に係る申請は、一般廃棄物再生利用業事業範囲変更指定申請書により行わなければならない。

(指定証)

第11条 条例第15条第2項に規定する指定証は、一般廃棄物再生利用業指定証とする。

2 指定証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(指定証の紛失又はき損の届出等)

第12条 条例第15条第3項の規定による届出及び再交付の申請は、指定証再交付申請書により行わなければならない。

(一般廃棄物再生利用業の廃止等の届出)

第13条 第11条第1項に規定する指定証の交付を受けた者(以下「指定業者」という。)は、その指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、速やかに一般廃棄物再生利用業指定廃止届出書を市長に提出しなければならない。

2 指定業者は、その指定を受けた事業に係る次の事項を変更したときは、速やかに一般廃棄物再生利用業指定変更届出書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 氏名(法人にあっては、その名称並びに代表者及び役員の氏名)
- (3) 事務所又は事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的又は方法
- (5) 取引関係

(指定の取消し)

第14条 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定を取消することができる。

- (1) 第10条の申請又は前条の届出において、虚偽の申請又は届出をした者
- (2) 前号のほか、市長が指定を取り消す必要があると認める者

(指定証の返還)

第15条 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 指定を取り消されたとき。
- (2) その業を廃止したとき、又は業務の全部を休止したとき。
- (3) その他新たに指定証の交付を受けたとき。

(手数料の額等)

第16条 条例別表第1に規定する取扱いが困難な物として規則で定めるものとは、別表第3の種別の欄に掲げる物とする。

2 条例別表第1に規定する規則で定める額は、別表第1から別表第3までに掲げる額とする。

(手数料の徴収方法)

第17条 手数料は、次の方法により徴収する。

(1) 条例別表第1から別表第3までに掲げる一般廃棄物(次号に定めるものを除く。)で、市が直接収集運搬するものについては、そのつど、所定の納入通知書を発行する方法による。

(2) 条例別表第1に掲げる25kg以上のごみで市が直接収集運搬するものについては、市の指定袋を販売する方法による。

(減免の基準)

第18条 条例第16条第4項の規定に基づく手数料の減免の基準は、別表第4のとおりとする。

2 手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(立入調査員証)

第19条 条例第19条第2項に規定する証明書は、立入検査員証とする。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の八幡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定に基づき行った処分、手続その他の行為は、改正後の八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)中にこれに相当する規定があるときは、改正後の規則の規定に基づき行ったものとみなす。

3 改正後の規則第16条及び別表第1から別表第3までの規定は、この規則の施行の日以後に市において収集し、運搬し、又は処分する一般廃棄物について適用し、同日前に市において収集し、運搬し、又は処分した一般廃棄物については、なお従前の例による。

別表第1 (第16条関係)

臨時又は多量のごみ処理手数料

収集量	手数料
市が指定するおおむね45ℓ(12.5kg)の容量を有する透明袋	1袋につき 100円

備考

(1) 手数料には、袋の代金を含まない。

(2) 収集量は、収集1回当たりの量とする。

別表第2 (第16条関係)

大型ごみ処理手数料

区分	種別	手数料
電気器具類等	電子レンジ	1台につき 500円
	オーブンレンジ	1台につき 500円
	ステレオ	一式につき 500円
	電気ストーブ	1台につき 200円
	ファンヒーター(石油、ガス)	1台につき 500円
	電気こたつ	1台につき 300円

	電動式ミシン	1台につき	500円
家具類等	机	1台につき	500円
	椅子	1脚につき	300円
	応接椅子（1人掛用）	1脚につき	400円
	応接椅子（2人以上掛用）	1脚につき	500円
	座椅子	1台につき	200円
	たんす	1台につき	500円
	テーブル	1台につき	500円
	たたみ	1枚につき	500円
	カーペット（6畳用以上）	1枚につき	300円
	カーペット（6畳用未満）	1枚につき	200円
	下駄箱	1台につき	300円
	建具	1枚につき	500円
	ベッド	1台につき	500円
	食器棚	1台につき	500円
	ワゴン	1台につき	300円
	鏡台	1台につき	500円
	本棚	1台につき	500円
	テレビ台	1台につき	300円
	毛布	1枚につき	100円
	座ぶとん	1枚につき	100円
	ふとん（上下1組）	1組につき	300円
	マットレス	1枚につき	500円
	ハイザー	1台につき	300円
車類等	自転車	1台につき	500円
	自転車（子ども用）	1台につき	300円
	車椅子	1台につき	300円
	ベビーカー	1台につき	200円
	シルバーカー	1台につき	200円
	一輪車	1台につき	100円
	三輪車（子ども用）	1台につき	200円
	チャイルドシート	1台につき	200円
その他	編み機	1台につき	300円
	ガスレンジ	1台につき	500円
	ガラストーブ	1台につき	500円
	スベリ台	1台につき	500円
	洗面台	1台につき	500円
	流し台	1台につき	500円
	スキー用具	一式につき	500円
	スノーボード	1枚につき	300円
	物置	1台につき	500円
	波板	5枚までにつき	300円
	ゴルフクラブ（5本まで）	5本までにつき	300円
	石油ストーブ	1台につき	200円

	つり竿	5本までにつき	200円
	ブランコ	1台につき	500円

備考

- (1) この表に掲げるもの以外については、そのつど市長が定める額とする。
- (2) この表に掲げるもので20kgを超えるものについては、当該超える重量20kgごとにつき500円を加算した額とする。ただし、100kgを超えるものについては、市長が別に指示する。
- (3) 市に持ち込んだ場合は、この表に掲げる金額の2分の1の額とする。

別表第3（第16条関係）

取扱困難物処理手数料

種別	手数料	
L Pガスボンベ	1本につき	500円
バッテリー	1個につき	500円
消火器	1本につき	1,000円
タイヤ（普通）	1本につき	500円
タイヤ（中・大型）	1本につき	1,000円

備考 タイヤは、ホイール付きに限る。

別表第4（第18条関係）

種別	適用基準	減免率	備考
災害を受けた者	震災・風水害・火災その他これらに類する災害を受けた者	全額	市の指定する場所に搬入する場合に限る。
		事業所の場合2分の1以内	
生活困窮者	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は前年分の所得税非課税世帯	全額	
その他特別の理由がある者	特別の理由がある者	2分の1以内	市の指定する場所に搬入する場合に限る。

3. 八幡市浄化槽の設置等に関する要綱

平成12年3月31日告示第51号

改正

平成18年2月2日告示第8号

(目的)

第1条 この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）その他関係法令に定めるもののほか、浄化槽の設置等に関して必要な事項を定め、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法その他関係法令の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 浄化槽工事業者 法第21条第1項若しくは第3項の登録を受けて浄化槽工事業を営む者又は法第33条第3項の届出をして浄化槽工事業を営む者をいう。

(2) 浄化槽法定検査 法第7条及び第11条に規定する浄化槽の水質に関する検査をいう。

(処理対象人員等の算定基準)

第3条 浄化槽の処理対象人員の算定は、日本工業規格によるものとする。ただし、住宅団地の開発区域内に集中処理方式の浄化槽を設置する場合であって、当該住宅の建築計画が定まっていないときは、次の表により算定した人員とする。

一区画の敷地面積	一区画当たりの処理対象人員	
	第1種及び第2種低層住宅専用区域	その他の地域
100㎡以下の場合	5人	5人
100㎡超え150㎡以下の場合	5人	7人
150㎡超える場合	7人	7人

(性能)

第4条 設置する浄化槽は、通常の使用状態において、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有するものとする。

(構造基準等)

第5条 設置する浄化槽の構造基準、保守点検、清掃又は使用を適正に行うための基準及び設置基準は、市長が別に定める。

(浄化槽法に基づく届出等の手続)

第6条 法に基づく届出又は報告を行おうとする者は、別表に掲げる届出又は報告の種類に応じ、同表に定める書類及び図書を同表に定める部数作成し、市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月2日告示第8号）

この要綱は、平成18年2月1日から適用する。

別表（第6条関係）

届出又は報告の種類	書類及び図書	部数
1 法第5条に規定する浄化槽の設置の届出	(1) 浄化槽設置届出書 (2) 浄化槽法定検査について、指定検査機関の検査実施の承諾を得たことを証する書面 (3) 浄化槽処理対象人員算定書 (4) 建物平面図 (5) 付近見取図 (6) 配置図（建築物、浄化槽、放流経路及び道路の位置を明示したもの） (7) 敷地区画割図（団地の場合に限る。） (8) 浄化槽構造図（法に基づく型式認定及び建築基準法に基づく型式適合認定を受けた浄化槽にあっては、当該認定書の写しを含む。） (9) 浄化槽構造強度計算書（コンクリート製浄化槽に限る。） (10) その他市長が必要と認める書類	正本2部 副本1部
2 法第5条に規定する浄化槽の構造又は規模の変更の届出	(1) 浄化槽変更届出書 (2) 1の項に掲げる書類及び図書のうち、当該浄化槽を設置するときに提出した浄化槽設置届出書又は建築確認申請書に添付した書類及び図書とその内容が異なる書類及び図書	正本2部 副本1部
3 法第10条の2第1項に規定する報告	(1) 浄化槽使用開始報告書 (2) 技術管理者が法第10条第2項に規定する資格を有することを証する書類（処理対象人員が501人以上の浄化槽に限る。） (3) 当該浄化槽に係る保守点検に関する契約書の写し及び清掃に関する契約書の写し	正本1部 副本1部
4 法第10条の2第2項に規定する報告	技術管理者変更報告書	正本1部 副本1部
5 法第10条の2第3項に規定する報告	浄化槽管理者変更報告書	正本1部 副本1部
6 法第11条の2に規定する浄化槽の廃止の届出	浄化槽使用廃止届出書	正本1部

4. 八幡市再生資源化奨励金交付要綱

平成15年4月23日告示第58号

改正

平成17年3月31日告示第26号

八幡市再生資源化奨励金交付要綱（平成11年八幡市告示第66号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、八幡市内の資源物の集団回収を行う実施団体に対して再生資源化奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定め、もってごみの減量化と資源リサイクルを促進するとともに、ごみ問題の解決と環境保全への意識の高揚を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）実施団体 自治会、町内会、子ども会、PTA等各地域の住民で構成する営利を目的としない団体又は社会福祉法人で、市長に届け出たものをいう。

（2）資源物 古新聞、古雑誌（菓子箱等その他紙を含む。）、段ボール及び古布類の4品目をいう。

（交付対象団体）

第3条 奨励金の交付対象団体は、資源物の回収を定期的かつ継続的に行う実施団体とする。

（届出）

第4条 奨励金の交付を受けようとする団体は八幡市資源物回収実施団体届出書により、当該団体の回収した資源物を引き受けようとする回収業者は八幡市資源物引取り業者届出書により、それぞれ市長にあらかじめ届け出なければならない。

2 実施団体及び回収業者は、前項の届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は、資源物の回収量1kg当たり4円（100円未満は切り捨てる。）とする。ただし、1実施団体につき1月当たり10万円を限度とする。

（請求）

第6条 奨励金の交付を受けようとする実施団体は、八幡市再生資源化奨励金交付請求書に次の各号に掲げる書類を添付して市長に請求しなければならない。

- （1）実績報告書
- （2）回収業者発行の計量伝票（重量が明記されているもの）
- （3）啓発チラシ、写真等実施状況のわかる書類
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 奨励金の請求は、2月単位とする。

（請求の時期）

第7条 奨励金の請求時期は、毎年度6月、8月、10月、12月、翌年2月及び同年4月の各月の10日までとする。

（奨励金の交付）

第8条 市長は、実施団体に対し、第6条の請求に基づき奨励金を交付するものとする。

（奨励金の返還）

第9条 市長は、奨励金の交付を受けた実施団体が次の各号の一に該当すると認める場合は、既に交付した奨励金の一部又は全部を返還させることができる。

- （1）虚偽の申請その他不正な行為により奨励金の交付を受けたとき。
- （2）前号に定めるもののほか、奨励金の交付を不適切と判断したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、様式その他奨励金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月回収分から適用する。

附 則 (平成17年3月31日告示第26号)

この要綱は、平成17年4月1日回収分から適用する。

5. 八幡市カラスよけネット等購入費補助金交付要綱

平成14年6月25日告示第75号

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの飛散防止と定点収集の促進を図るため、カラスよけネット等を購入した市内の自治組織等に対しカラスよけネット等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で「カラスよけネット等」とは、一般に市販されているロープで作られたネット、ブルーシート等で、使用后折りたたみが可能なものをいう。

2 この要綱で「自治組織等」とは、自治会、町内会その他の地域で自主的な活動をしている団体及びグループをいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象は、カラスよけネット等を購入した市内の自治組織等とする。

(補助要件)

第4条 補助の要件は、次のとおりとする。

- (1) カラスよけネット等をごみの定点収集場所で使用すること
- (2) カラスよけネット等の維持管理ができること

(補助対象ネット等)

第5条 定点収集場所1箇所につき、補助金の対象となるカラスよけネット等は、原則として1枚とする。但し、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) ネット等が、破損、劣化し使用が出来なくなった場合。
- (2) 定点収集場所の面積が大きいため2枚以上必要とする場合。
- (3) 市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、カラスよけネット等の購入価格の3分の2に相当する額（消費税を含む。）とする。

ただし、当該購入価格の3分の2の額が2,000円を超える場合は、2,000円を最高限度額とする。

2 前項ただし書に規定する最高限度額は、定点収集場所1箇所の構成世帯が10世帯を超える場合は、2,000円に10世帯を超える世帯につき10世帯までごとに1,000円を加算した額とする

3 第1項に規定する額に100円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする自治組織等は、申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) カラスよけネット等の購入に係る領収書
- (2) 使用場所位置図

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、交付することを決定したときは交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは通知書により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付を受けた自治組織等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号のほか市長が補助金の交付を不適と判断したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行し、同日以降に購入したカラスよけネット等から適用する。

6. 八幡市カラスよけネット等購入費補助金交付事務取扱要領

八幡市カラスよけネット等購入費補助金交付要綱(平成14年告示第75号。以下「要綱」という。)第10条の規定に基づき、補助金の交付に関し必要な事項を次のとおり定める。

(定点収集場所)

第1 要綱第5条に規定する定点収集場所1箇所とは、おおむね5世帯以上で構成されている収集場所をいう。

(交付の申請)

第2 要綱第7条に規定する補助金の申請書は、別紙様式第1号のとおりとする。

(補助金をまとめて申請する場合の補助金額の算出方法)

第3 自治組織等がまとめて申請する場合の補助金額の算出は、定点収集場所ごとにこれを算出するものとし、申請書の申請額欄にはそれらの類型額を記入するものとする。

(交付決定通知書等)

第4 要綱第8条に規定する交付決定通知書及び通知書は、様式第2号及び様式第3号のとおりとする。

(施行日前に購入したカラスよけネット等の適用)

第5 施行日前に購入したカラスよけネット等の適用にあたっては、要綱第7条第1号中「カラスよけネット等の購入に係る領収書」と読み替え、適用する。

2 前項の場合、カラスよけネット等の購入を証明できる書類は、自治組織等の長の証明書又は代表者の確約書をもってこれに代えることができる。

(実施日)

第6 この要領の実施日は、平成14年7月1日とする。

7. 八幡市美しいまちづくりに関する条例

平成18年3月31日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、「環境自治体宣言」のまちとして、清潔で美しいまちづくりと快適な生活環境を確保することにより、八幡市環境基本計画（平成13年10月1日策定）の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空缶等 飲食料を収納していた缶、瓶その他の容器、たばこの吸殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物、紙くずその他これらに類する物で、捨てられることによって散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空缶等を回収容器その他の定められた場所以外の場所にみだりに捨てることをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を営む者をいう。
- (5) 土地所有者等 市内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 飼い主等 市内で犬、猫その他の動物を飼養し、又は現に管理する者をいう。
- (7) 空地 現に人が使用していない土地をいう。
- (8) 公共の場所等 道路、公園、広場、河川等の公共の場所その他不特定多数の者の用に供される場所をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、美しいまちづくりの推進に関する必要な施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、第1条の目的を達成するため、事業活動に関し、その事業所の周辺及び当該事業を行う地域の環境保全及び美化に努めなければならない。

2 事業者は、前条の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、第1条の目的を達成するため、日常生活に関し、居住し、又は滞在する地域の環境保全及び美化に努めなければならない。

2 市民等は、第3条の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨て等の禁止)

第6条 何人も、空缶等のポイ捨てをしてはならない。

(ポイ捨て等の防止)

第7条 市は、ポイ捨てを防止するため、事業者及び土地所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう、指示することができる。

2 飲料、食物、たばこその他のポイ捨てをされるおそれのあるものの製造、加工又は販売を行う事業者は、ポイ捨てによるごみの散乱の防止について、市民等に対する意識の啓発を図るとともに、回収及び資源化について必要な措置を講じなければならない。

3 容器入りの飲料又は食料の販売（自動販売機による販売を含む。）を行う事業者は、空缶、空箱等の容器及び包装若しくは袋の散乱防止について市民等に対する意識の啓発を図るとともに、その販売する場所（自動販売機の設置場所を含む。）に回収容器等を設けるなど、適正な回収及び資源化について必要な措置を講じなければならない。

4 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地への廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）の投棄又は空缶等のポイ捨てを防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地への廃棄物の投棄又は空缶等のポイ捨てにより、地域の良好な生活環境を損なう状況にあるときは、その廃棄物等を自らの責任で処理しなければならない。

6 市民等は、公共の場所等において生じさせた空缶等を持ち帰ること等により、適正に処理しなければならない。

(路上喫煙の抑止)

第8条 何人も、公共の場所等において、吸殻入れが付近に設置されていない場合又は吸殻入れを携帯していない場合は、喫煙をしないよう努めなければならない。

(犬の糞の放置の禁止)

第9条 犬の飼い主等は、自らが飼養し、又は現に管理する犬の糞を放置してはならない。

(動物の適正飼養)

第10条 犬の飼い主等は、その所有し、占有し、又は管理する場所（不特定多数の者の用に供する場所を除く。）以外の場所において、犬を運動させ、又は移動させるときは、生活環境が損なわれないよう、犬の糞を処理するための用具等を携帯し、犬の糞を適正に処理しなければならない。

2 猫の飼い主等は、その飼養し、管理する猫の糞等で、その所有し、占有し、又は管理する場所（不特定多数の者の用に供する場所を除く。）以外の場所の生活環境が損なわれないよう、努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、飼い主等は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の飼養管理と愛護に関する条例（昭和46年京都府条例第30号）の規定を遵守し、動物を適正に飼養し、又は管理しなければならない。

(チラシ等の散乱等の防止)

第11条 何人も、屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定する屋外広告物をいう。）を掲出し、又はチラシ等（チラシその他の宣伝物をいう。以下同じ。）を配布しようとするときは、まちの美観に配慮しなければならない。

2 公共の場所等において、チラシ等を配布し、又は配布させた者は、そのチラシ等が散乱した場合には、速やかにこれを回収し、当該公共の場所等の清掃を行わなければならない。

(雑草等の除去)

第12条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の美化に努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する空地に雑草等（雑草又はこれに類するかん木類若しくは枯葉をいう。以下同じ。）が繁茂又は密集することで、火災又は犯罪の発生の原因となり、かつ清潔な生活環境を阻害しているような状態にならないよう、除草等（雑草等の除去をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

3 土地所有者等は、特別な事情があるため自ら空地の除草等を行うことができないときは、除草等を行うための措置について、市長に助言を求めることができる。

(推進員の設置)

第13条 市長は、第1条の目的を達成するため、市民による美しいまちづくり推進員を置くことができる。

(環境美化等の協定)

第14条 事業者又は市民等は、その活動する地区において、公共の場所等の環境美化について、市長と協定を締結することができる。

2 市長は、前項の協定を締結したときは、効果的にその活動が行われるよう、必要な範囲で支援するものとする。

(顕彰)

第15条 市長は、第1条の目的を達成するための貢献に対し、顕彰を行うことができる。

(立入検査等)

第16条 市長は、空地が危険状態（雑草等が繁茂し、又は密集しているために火災又は犯罪の発生の原因となり、かつ清潔な生活環境を阻害しているような状態をいう。以下同じ。）になるおそれがあるとき、又は空地以外の土地が危険状態にあるときは、本条例の施行に必要な限度において、その職員に当該土地に立ち入らせ、調査させ、雑草等の措置について、土地所有者等に必要な指導又は助言をさせることができる。

(勧告)

第17条 市長は、第12条第2項の規定に違反した者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第18条 市長は、第6条又は第9条の規定に違反した者に対し、ポイ捨てされた空缶等の回収又は放置された犬の糞の適正な処理及び必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定め、その勧告に従うよう命ずることができる。

(公表)

第19条 市長は、第9条又は第12条第2項の規定に違反し、前条の規定による命令を受けた者が、命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(費用の請求)

第20条 市長は、第18条第2項の命令を受けた空地の土地所有者等が、これに従わない場合においては、当該空地に係る除草等を行うことができる。

2 前項の規定により、市が除草等を行ったときは、市は当該空地の土地所有者等に対し、除草等に要した費用を請求することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰金)

第22条 第9条の規定に違反した者で、第18条第1項の規定による命令に違反したものは、10万円以下の罰金に処する。

(過料)

第23条 第6条の規定に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(八幡市あき地の除草等に関する条例の廃止)

2 八幡市あき地の除草等に関する条例（昭和44年八幡市条例第17号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の八幡市あき地の除草等に関する条例の規定による処分等がこの条例の施行日以後に係るものについては、なお従前の例による。

8. 八幡市美しいまちづくりに関する条例施行規則

平成18年9月6日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、八幡市美しいまちづくりに関する条例（平成18年八幡市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(回収容器等の設置)

第2条 条例第7条第3項の規定により回収容器等を設置する場合は、次に定めるところによる。

- (1) 見やすい部分に、回収容器等である旨の表示をすること。
- (2) 販売場所と同一敷地内（自動販売機による場合は、自動販売機の設置場所から5メートル以内）に設置し、かつ、投入に支障のない位置に設置すること。

(勧告)

第3条 条例第17条に規定する勧告は、勧告書により行うものとする。

(命令)

第4条 条例第18条に規定する命令は、命令書により行うものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、条例第18条第1項の規定による命令については、緊急やむを得ない場合に限り、現場において口頭により行うことができる。

(指定職員)

第5条 条例第16条の職員及び前条第2項の規定により口頭で命令を行う職員は、市長が指定する。

- 2 前項により、指定された職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

9. 八幡市「美しいまちづくりまかせて！」事業実施要綱

平成21年3月30日告示第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、八幡市美しいまちづくりに関する条例(平成18年八幡市条例第17号)の規定に基づき、事業者又は市民等が市と協定を締結し、環境美化を行う「美しいまちづくりまかせて！」事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、八幡市美しいまちづくりに関する条例において使用する用語の例による。

(届出)

第3条 公共の場所等において次に掲げる環境美化の活動(以下「活動」という。)を行おうとする事業者又は市民等(以下「活動者」という。)は、対象区域を定め、市長に届け出るものとする。

- (1) 空缶等の収集
- (2) 雑草等の除去
- (3) その他環境美化に資すること。

(協定の締結)

第4条 市長は、前条の規定による届出があった場合はその内容を審査し、適当と認めるときは活動者と協定を締結するものとする。

(報告書の提出)

第5条 活動者は、活動に係る報告書を市長が定める日までに提出するものとする。

(市の支援)

第6条 市は、第4条の規定により協定を締結した活動者に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 必要な物品、用具等の支給又は貸与
- (2) 収集した空缶等及び雑草等の回収
- (3) ボランティア活動保険の加入
- (4) その他活動者の活動に必要と認めること。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

10. 八幡市ふれあい訪問収集実施要綱

平成26年3月28日告示第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出されるごみを収集場所まで持ち出すことが困難な世帯を訪問し、ごみの収集を行うことにより高齢者、障害者等の負担を軽減し、あわせて安否の確認をすることを目的として行うふれあい訪問収集（以下「訪問収集」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 訪問収集を受けることができる者は、本市に居住している者であつて、次の各号のいずれかに該当する世帯のうち、ごみを八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成17年八幡市条例第4号。以下「条例」という。）に規定する収集場所まで搬出することが困難な世帯に属するものとする。

- (1) 介護保険法による要介護又は要支援の認定を受けているおおむね65歳以上の者が1人で暮らしている世帯
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に規定する身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当するものが1人で暮らしている世帯
- (3) 前2号に掲げる世帯のほか、市長が特に必要があると認める世帯

2 前項の規定にかかわらず、他の者からごみの搬出の協力を得ることができる場合は、訪問収集の対象としない。

(利用の申請及び受付)

第3条 訪問収集の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、申請書及び同意書を市長に提出するものとする。

2 申請の受付は、廃棄物収集担当課で行う。

(利用の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、訪問収集の利用の可否を決定し、その旨を決定通知書により申請者又はその代理人に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査のために現地状況調査を行うものとする。

(収集するごみの排出方法等)

第5条 訪問収集を利用する世帯（以下「利用世帯」という。）は、条例に規定する搬出方法によりごみを搬出しなければならない。

2 ごみの搬出場所は、申請者と協議のうえ決定する。

3 前項の規定にかかわらず、利用世帯が集合住宅にある場合のごみの搬出場所は、市長、申請者及び集合住宅を管理又は所有している者が協議のうえ決定する。

(安否確認)

第6条 市長は、訪問収集を実施した場合において、利用世帯の生活状況に異常があると認めるときは、申請者が事前に指定した緊急連絡先にその旨を知らせるものとする。

(変更の届出)

第7条 利用の決定を受けた者は、氏名、住所その他の申請内容に変更があつたときは、変更届出書により、その旨を市長に届け出なければならない。

(利用停止の届出)

第8条 利用の決定を受けた者は、長期間の不在その他の理由により訪問収集の利用を一時停止しようとするときは、停止届出書により、その旨を市長に届け出なければならない。

(利用中止の届出)

第9条 利用の決定を受けた者は、訪問収集の利用を中止するときは、中止届出書により、その旨を市長に届け出なければならない。

(決定の取消し)

第10条 市長は、利用世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用世帯に係る訪問収集の利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 第8条の規定による届出がないまま、長期にわたり不在の状況が続いたとき。
- (4) 利用世帯に属する者がごみ収集を行う者に危害を加え、又は加えるおそれがあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、利用世帯に対し訪問収集を実施することが著しく困難であると市長が認めたとき。

(費用負担)

第11条 ごみの収集に係る手数料については、条例の規定を適用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、訪問収集の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

1 1. 八幡市環境自治体宣言

八幡市環境自治体宣言

みどり豊かな自然やきれいな水、澄んだ空気など美しい環境を守り育てることは、私たち人間だけではなく、すべての生き物にとって共通の願いです。

そして、私たちが生まれたかけがえのない地球のよりよい環境を、子どもたちに引き継いでいくことが、私たちに与えられた大きな責任です。

地球全体を見つめ、身近なところから行動しなければならない今、すべての市民、事業者、行政が協力しあい、私たちのふるさと八幡を「人と自然が共生する環境にやさしいまち」にしていくことを決意し、ここに八幡市を環境自治体とすることを宣言します。

- 1 私たちは、水やみどり、空気などを大切にし、いろいろな生き物が共に生きていける環境を守り育てます。
- 1 私たちは、大切な資源を守るため、ものを使い捨てる生活を繰り返し使う生活に見直して、ものを大切にする心豊かな暮らしをめざします。
- 1 私たちは、自然エネルギーの利用や省エネルギーに心がけ、環境にやさしい文化的な生活をめざします。
- 1 私たちは、それぞれの役割と責任を十分に理解し、すべての人たちと進んで協力して、安心して快適な生活ができる美しいまちをつくります。
- 1 私たちは、いつも身近な生活を通して地球環境の大切さを考え、行動します。

平成 14 年 4 月 1 日

八 幡 市

この宣言文は、市民や事業者の方々など八幡市にかかわる人たちによる委員会で作られました。

清掃概要 令和5年版

令和6年（2024年）3月発行

編集・発行 八幡市市民生活部環境事務所環境業務課

〒614-8501

京都府八幡市八幡園内75番地

電話番号075-983-5340

再生紙使用